



経済産業省における 化学物質管理政策について

令和 8 年 6 月 5 日
経済産業省産業保安・安全グループ
化学物質管理課長 大本 治康

目次

1. 総論 ～化学物質管理政策をめぐる最近の動向～

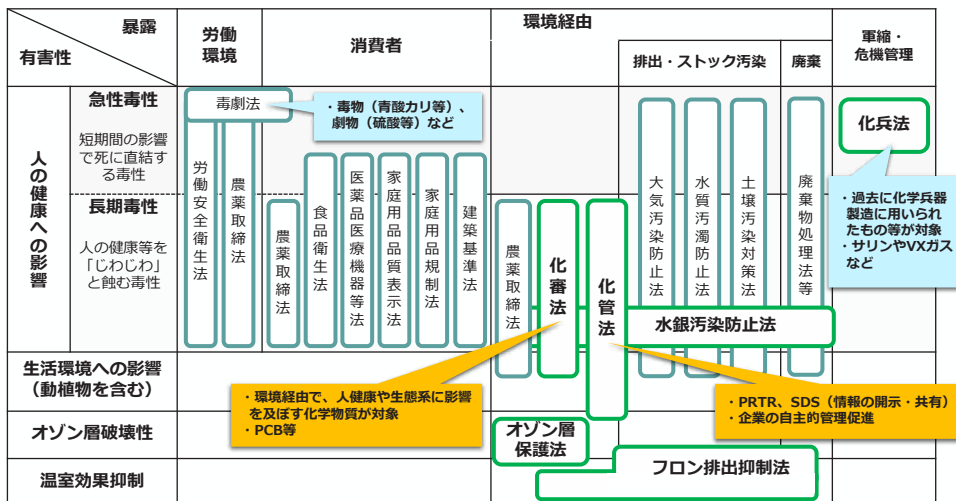
2. 各論

- ① 化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向
- ② 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向
- ③ オゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況と動向
- ④ 化学兵器禁止法の施行状況と動向
- ⑤ 水銀汚染防止法の施行状況と動向

3. 化学物質管理を巡る環境変化等への対応に向けて

我が国における化学物質規制の全体像

- 我が国においては、暴露経路やライフサイクルの段階に応じ、様々な法律により化学物質規制が行われている。
- 経産省化学物質管理課では、化審法、化管法、オゾン層保護法、フロン排出抑制法、化兵法及び水銀汚染防止法を所管。

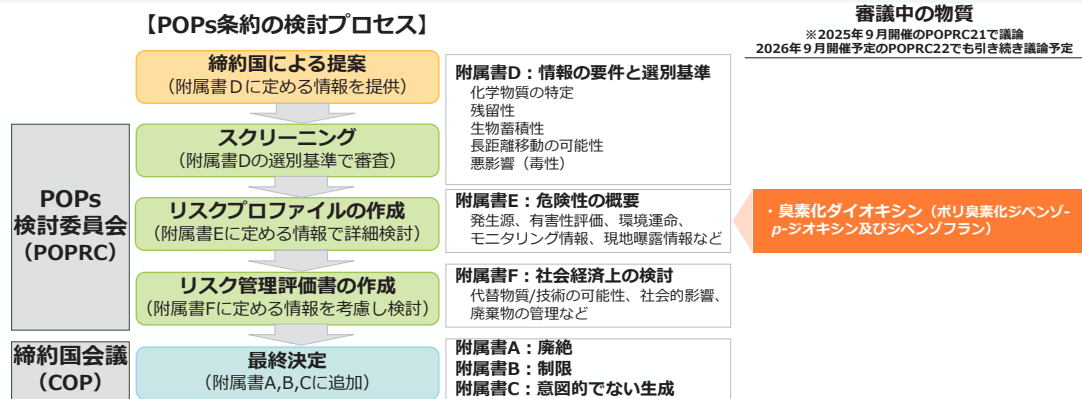


経産省化学物質管理課の所管法令と国際条約

法律 ※赤字は所管法令	国際条約
化学物質審査規制法(化審法)(1973年成立) 厚経環 ・化学物質の製造・輸入に関する上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止することを目的とする。 ・新規化学物質及び既存化学物質が環境を経由して人・生態系に与える影響を評価し、製造、輸入、使用等を規制。	ストックホルム条約(2001年採択) ・PCB等の残留性有機汚染物質の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減を規定。
化学物質排出把握管理促進法(化管法)(1999年成立) 経環 ・事業者による化学物質の排出量等を公表させることで自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。 ・PRTR制度：事業所(3.2万)の排出量・移動量を公表 ・SDS制度：有害性情報を書面で提供、国際標準化(GHS準拠)	PRTR制度の導入に関するOECD勧告(1996年) ・事業者自らが化学物質の環境への排出量等を把握し、国に届出を行い、国がその排出量等を公表する制度の導入を勧告。
オゾン層保護法(1988年成立) 経環 ・モントリオール議定書に基づく特定フロン・代替フロンの生産量・消費量の削減義務を履行するため、特定フロン・代替フロンの製造及び輸入を規制。 フロン排出抑制法(2001年成立) 経環 ・フロン類の排出抑制を目的として、業務用冷凍空調機器からの廃棄時のフロン回収義務に加え、フロン類使用機器の管理など、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を規定。	モントリオール議定書(1987年採択) ・オゾン層破壊物質である特定フロン、地球温暖化に深刻な影響をもたらす代替フロンの生産量・消費量の段階的削減を規定。
化学兵器禁止法(化兵法)(1995年成立) 経 ・化学兵器禁止条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持等を禁止。 ・特定物質(サリン等)の製造・使用等に係る規制の他、指定物質(ホスゲン等)等、条約に基づく一定の化学物質に係る製造等の届出義務を規定。	化学兵器禁止条約(1992年採択) ・サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有等を包括的に禁止。 ・国際機関(OPCW)に対する一定の化学物質の生産等に関する情報の申告義務や現地検査の実施等を規定。
水銀汚染防止法(2015年成立) 経環 ・水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止することを目的とする。 ・水銀及びその化合物を使用した製品の製造等を規制。	水銀に関する水俣条約(2013年採択) ・水銀の一次採掘の禁止から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs条約)

- 環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される**残留性有機汚染物質 (POPs: Persistent Organic Pollutants)** の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等について規定 (2004年5月発効)。
- POPs条約で廃絶、制限対象となった化学物質については、国内における検討を経て、**化審法の第一種特定化学物質に指定**。
- 条約の対象物質の追加等を踏まえ、条約の義務を履行するための**国内実施計画を2025年3月に改定**。
- 2025年4～5月にCOP12が開催され、「**MCCP (中鎖塩素化パラフィン)**」、「**長鎖PFCA (長鎖ペルフルオロカルボン酸)**」**とその塩及び長鎖PFCA関連物質**及び「**クロルビリホス**」の3物質に関して、条約**附属書Aへの追加が決定**。

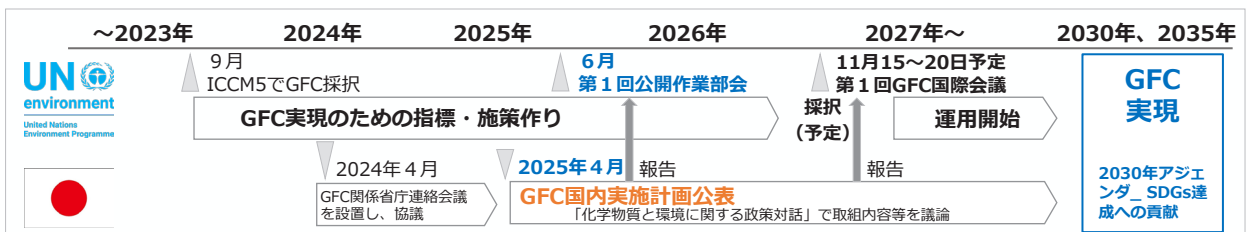


5

国内でのGFC実現に向けて (国内実施計画の公表)

- 2023年9月に採択された、ライフサイクルを通じた化学物質管理に関する自主的な国際枠組み (GFC) では、実施のための手法として、各国に国内実施計画の策定を求めていることから、我が国でも、多様な分野、多様な主体の関与を得ながらパブリックコメントや関係省庁連絡会議等を経て、**2025年4月に国内実施計画を策定・公表**。今後は同計画に基づき対応を進めていく。
- また、国内実施計画については国際的な発信も行っており、2025年6月の臨時公開作業部会 (OEWG1) にて報告を行ったほか、2026年11月にスイス・ジュネーブで開催予定の第1回GFC国際会議においても報告を行う予定。

GFC実現に向けた国際的な動きと国内の動き



◆ 第1回公開作業部会 (OEWG1)

<開催概要>

- ・ 日 時 : 2025年6月24～27日 (IOMC主催プレWS 22、23日)
- ・ 場 所 : ウルグアイ (プンタ デル エステ)
- ・ 参加者 : 600名を超える各国政府・産業界・NGO・学術/研究機関・若者・国際機関が参加
- ・ 目 的 : 第1回GFC国際会議での審議に向け、ICCM5での決議に対する進捗共有と議論



6

プラスチック汚染に関する条約交渉

- 2022年3月、深刻化する海洋プラスチック汚染の問題を背景に、国連環境総会にて、「**プラスチック汚染を終わらせる**」ことを目的として、**法的拘束力のある国際文書(条約)策定**のための政府間交渉委員会 (INC) の設置に合意。(UNEA決議5/14)
- 当初は2024年末までに作業を終える予定であったが、条約のスコープや規律の形態等に係る各国の意見の隔たりが大きく、**現時点で合意には至っていない**。
- 直近では2026年2月7日の第5回政府間交渉委員会再開会合 (INC5.3) において、前INC議長の辞任を受け、新議長としてチリのフリオ・コルダノ (Mr. Julio Cordano) 氏が選出。(実質的な交渉は行われていない。)
- 経産省は、引き続き日本政府代表団として外務省及び環境省等と連携して、本交渉の妥結に貢献していく。

	開催日	開催場所
INC 1	2022/11/28 – 12/2	ウルグアイ ブンタ・デル・エステ
INC 2	2023/5/29 – 6/2	フランス パリ
INC 3	2023/11/13 – 18	ケニア ナイロビ
INC 4	2024/4/23 – 29	カナダ オタワ
INC5.1	2024/11/25 – 12/1	韓国 釜山
INC5.2	2025/8/5 – 15	スイス ジュネーブ
INC5.3	2026/2/7	スイス ジュネーブ

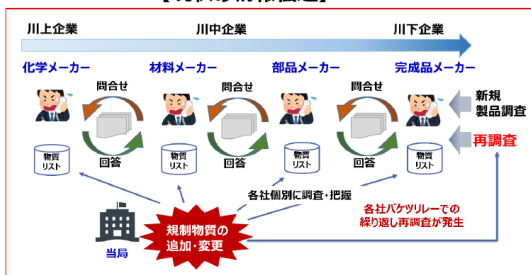
7

CMPのコンセプト

【得られる効果】

- ✓ **川上から川下へのシームレスな情報伝達**
→バケツリレー型情報伝達から、CMPコンソーシアムによるサプライチェーン全体への一括トリガーへの変革
- ✓ **規制変更時に必要となる再調査の抑制**
- ✓ **資源循環など新たな情報への展開**

【現状の情報伝達】



【目指す情報伝達の姿】



※CMP: 製品含有化学物質・資源循環情報プラットフォーム (Chemical and circular Management Platform)

4



©2026 Copyright. All Rights Reserved. CMP Consortium

【出典】 令和7年度第1回化学物質評価研究会 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 第3回化学物質政策小委員会 合同会議 (令和8年3月4日) 資料8 (抜粋)

8

CMPコンソーシアムの設立

✓ 2025年10月にCMPタスクフォースとJAMPを統合・改組する形でCMPコンソーシアムを設立

CMPタスクフォース
(会員約70社・団体)
✓ CMPの企画・推進

CMPタスクフォースメンバーリスト

担当事業	担当事業	担当事業
1. 有機合成	1. 有機合成	1. 有機合成
2. 有機合成	2. 有機合成	2. 有機合成
3. 有機合成	3. 有機合成	3. 有機合成
4. 有機合成	4. 有機合成	4. 有機合成
5. 有機合成	5. 有機合成	5. 有機合成
6. 有機合成	6. 有機合成	6. 有機合成
7. 有機合成	7. 有機合成	7. 有機合成
8. 有機合成	8. 有機合成	8. 有機合成
9. 有機合成	9. 有機合成	9. 有機合成
10. 有機合成	10. 有機合成	10. 有機合成
11. 有機合成	11. 有機合成	11. 有機合成
12. 有機合成	12. 有機合成	12. 有機合成
13. 有機合成	13. 有機合成	13. 有機合成
14. 有機合成	14. 有機合成	14. 有機合成
15. 有機合成	15. 有機合成	15. 有機合成
16. 有機合成	16. 有機合成	16. 有機合成
17. 有機合成	17. 有機合成	17. 有機合成
18. 有機合成	18. 有機合成	18. 有機合成
19. 有機合成	19. 有機合成	19. 有機合成
20. 有機合成	20. 有機合成	20. 有機合成
21. 有機合成	21. 有機合成	21. 有機合成
22. 有機合成	22. 有機合成	22. 有機合成
23. 有機合成	23. 有機合成	23. 有機合成
24. 有機合成	24. 有機合成	24. 有機合成
25. 有機合成	25. 有機合成	25. 有機合成
26. 有機合成	26. 有機合成	26. 有機合成
27. 有機合成	27. 有機合成	27. 有機合成
28. 有機合成	28. 有機合成	28. 有機合成
29. 有機合成	29. 有機合成	29. 有機合成
30. 有機合成	30. 有機合成	30. 有機合成
31. 有機合成	31. 有機合成	31. 有機合成
32. 有機合成	32. 有機合成	32. 有機合成
33. 有機合成	33. 有機合成	33. 有機合成
34. 有機合成	34. 有機合成	34. 有機合成
35. 有機合成	35. 有機合成	35. 有機合成
36. 有機合成	36. 有機合成	36. 有機合成
37. 有機合成	37. 有機合成	37. 有機合成
38. 有機合成	38. 有機合成	38. 有機合成
39. 有機合成	39. 有機合成	39. 有機合成
40. 有機合成	40. 有機合成	40. 有機合成
41. 有機合成	41. 有機合成	41. 有機合成
42. 有機合成	42. 有機合成	42. 有機合成
43. 有機合成	43. 有機合成	43. 有機合成
44. 有機合成	44. 有機合成	44. 有機合成
45. 有機合成	45. 有機合成	45. 有機合成
46. 有機合成	46. 有機合成	46. 有機合成
47. 有機合成	47. 有機合成	47. 有機合成
48. 有機合成	48. 有機合成	48. 有機合成
49. 有機合成	49. 有機合成	49. 有機合成
50. 有機合成	50. 有機合成	50. 有機合成
51. 有機合成	51. 有機合成	51. 有機合成
52. 有機合成	52. 有機合成	52. 有機合成
53. 有機合成	53. 有機合成	53. 有機合成
54. 有機合成	54. 有機合成	54. 有機合成
55. 有機合成	55. 有機合成	55. 有機合成
56. 有機合成	56. 有機合成	56. 有機合成
57. 有機合成	57. 有機合成	57. 有機合成
58. 有機合成	58. 有機合成	58. 有機合成
59. 有機合成	59. 有機合成	59. 有機合成
60. 有機合成	60. 有機合成	60. 有機合成
61. 有機合成	61. 有機合成	61. 有機合成
62. 有機合成	62. 有機合成	62. 有機合成
63. 有機合成	63. 有機合成	63. 有機合成
64. 有機合成	64. 有機合成	64. 有機合成
65. 有機合成	65. 有機合成	65. 有機合成
66. 有機合成	66. 有機合成	66. 有機合成
67. 有機合成	67. 有機合成	67. 有機合成
68. 有機合成	68. 有機合成	68. 有機合成
69. 有機合成	69. 有機合成	69. 有機合成
70. 有機合成	70. 有機合成	70. 有機合成

JAMP (会員400社超)
✓ chemSHERPA提供



2025年10月29日に改組



565社・団体*

<https://cmp-consortium.com/>
お問合せ先: cmp-office@jemai.or.jp

*2026年1月時点 8



©2026 Copyright. All Rights Reserved. CMP Consortium

【出典】令和7年度第1回化学物質評価研究機構研究発表会 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 第3回化学物質政策小委員会 合同会議（令和8年3月4日）資料8（抜粋）

CMP構築スケジュール

2026年2月現在

FY	2025年度				2026年度				2027年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	
マイルストーン	JAMP CMPタスクフォース				CMPコンソーシアム ▲CMPコンソーシアム設立(10/29)								
CMP 開発・展開計画	システム開発				総合テスト	大規模実証				リリース/運用開始 (Ph1)			
CMP 海外展開	東南アジア展開調査				タイ・インドネシア展開準備				海外展開開始				
RMP 企画・開発	RMP(静脈)業務要件定義				RMP実現性検証				RMP基本設計				
						PH2要件定義	PH2開発	PH2テスト	リリース/運用開始 (Ph2)				

- ✓ 全体スケジュール：2026年3月末から大規模実証（400社目標）を開始し、2026年9月に本番利用開始予定
- ✓ 普及展開：中小企業の巻き込みについて、一定の売上規模以下の企業の利用料を無償化する仕組みを検討中
- ✓ 海外展開：タイ・インドネシア展開準備に向けた調査を2026年度に実施予定

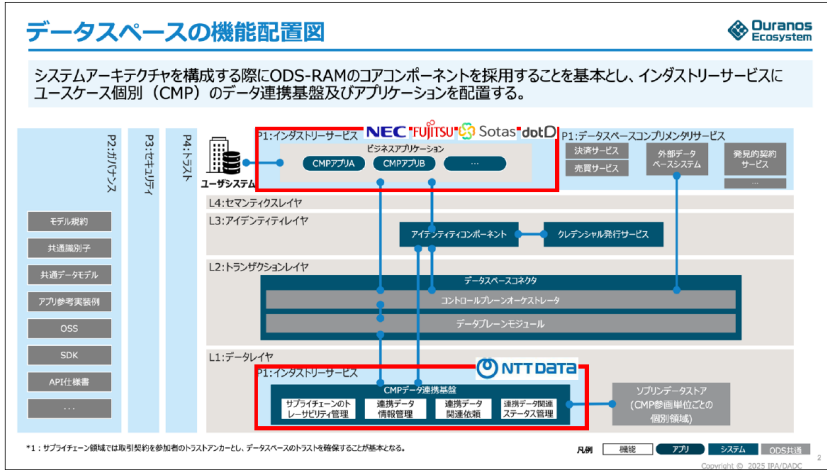


©2026 Copyright. All Rights Reserved. CMP Consortium

【出典】令和7年度第1回化学物質評価研究機構研究発表会 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 第3回化学物質政策小委員会 合同会議（令和8年3月4日）資料8（抜粋）

ウラノス・エコシステムとの連携

✓ ウラノス・エコシステム及びODS-RAM※の概念に基づき、基盤ベンダー・アプリベンダーと連携してCMPを開発中



©2026 Copyright. All Rights Reserved. CMP Consortium

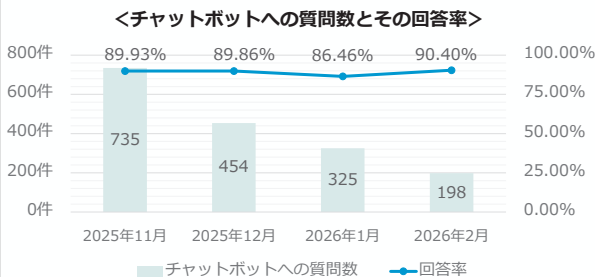
【出典】令和7年度第1回化学物質審査会 産業構造審査会 保安・消費生活用製品安全分科会 第3回化学物質政策小委員会 合同会議 (令和8年3月4日) 資料8 (抜粋)

チャットボットの導入

- 問合せに係る行政・事業者双方のやりとりの効率化に向け、化学物質管理課が所管する法律のうち、**化審法**、**化管法及びフロン排出抑制法**に関して、令和7年10月15日より、**チャットボットの導入を開始**。
- 化学物質管理行政のデジタル化の推進も見据えながら、引き続き、**周知活動により認知度向上**を図るとともに、利用者の声も踏まえた**ブラッシュアップ**や**対象法令の拡充等により有用性の向上**を図る。

利用状況

- これまでに、チャットボットに対し**1,712件**の質問あり。
- **回答率は約9割**と高い水準で利用者の質問に対応できている。
- **土日休日や夜間・早朝の利用**もあり。



化学物質管理課のホームページ



チャットウィンドウデザイン



■ 化学物質審査規制法等に関するチャットボットを設置いたしました (令和7年10月15日、経産省HP) https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/chatbot.html

目次

1. 総論 ～化学物質管理政策をめぐる最近の動向～

2. 各論

- ① 化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向
- ② 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向
- ③ オゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況と動向
- ④ 化学兵器禁止法の施行状況と動向
- ⑤ 水銀汚染防止法の施行状況と動向

3. 化学物質管理を巡る環境変化等への対応に向けて

13

化審法の概要 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

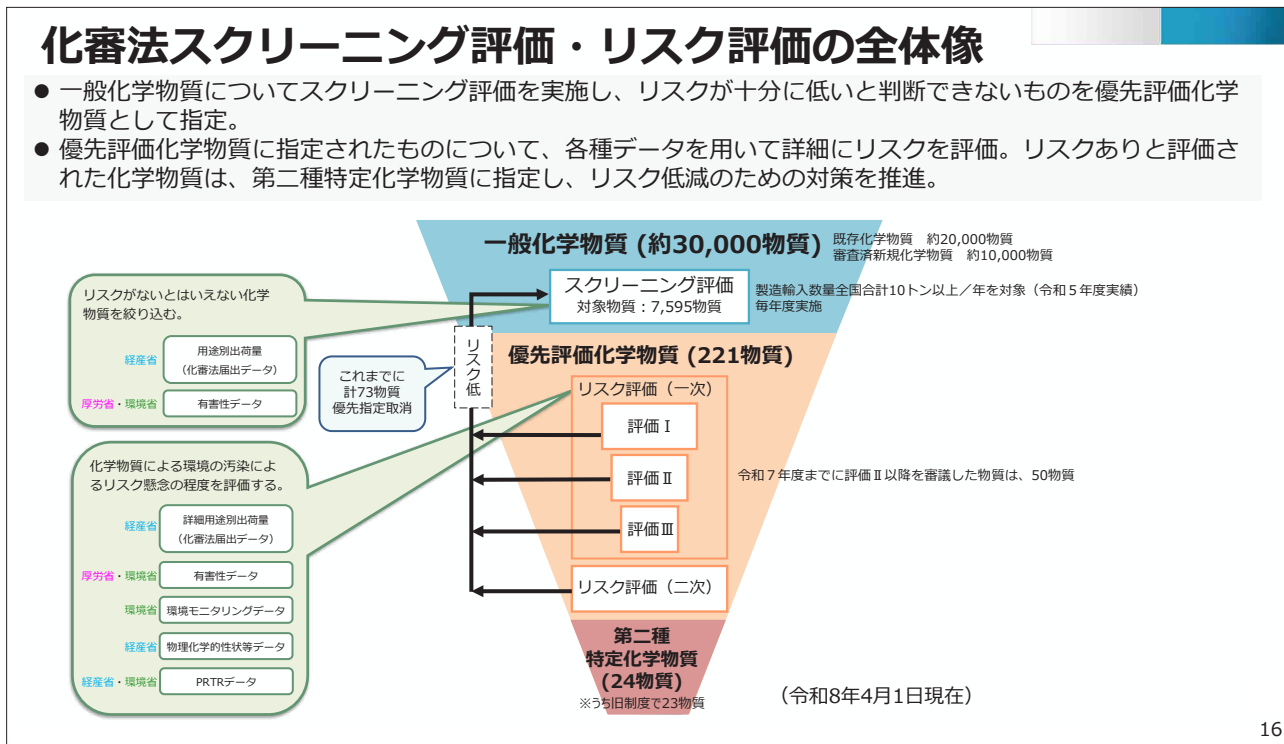
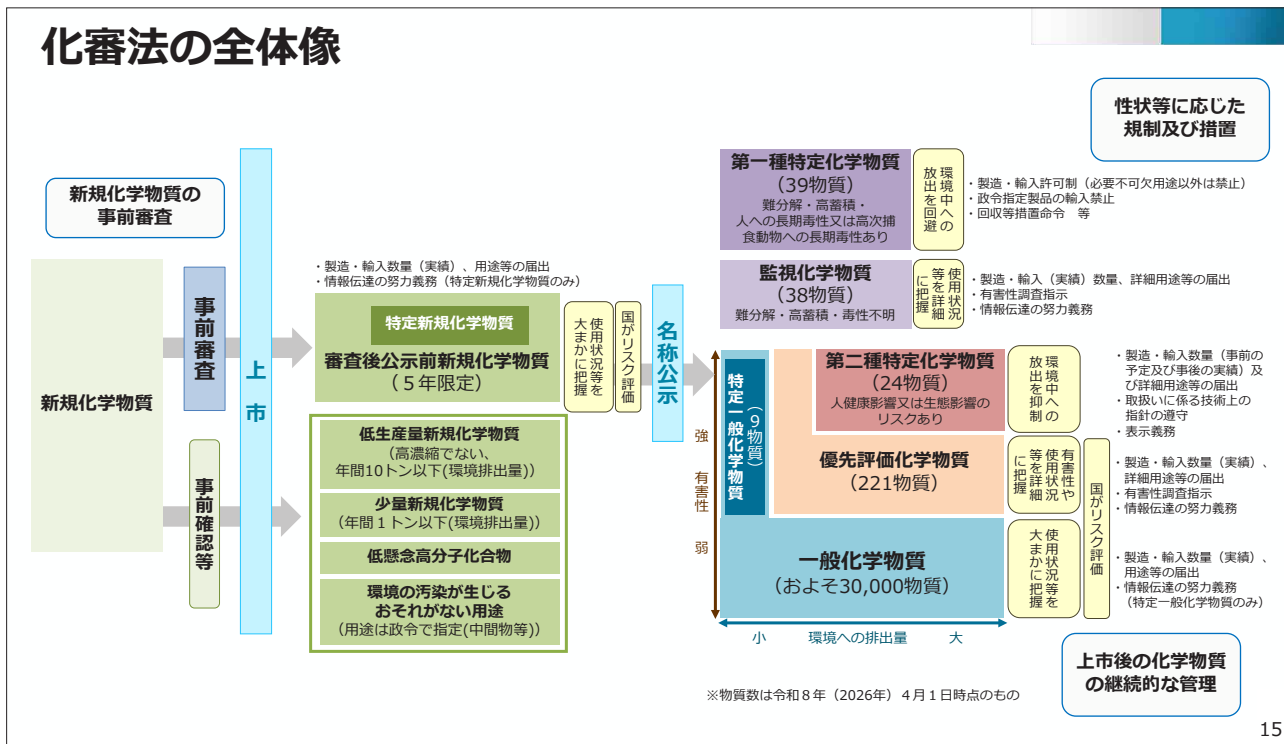
目的

- 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。

概要

- 新規化学物質の事前審査
→新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査制度
- 上市後の化学物質の継続的な管理措置
→製造・輸入数量の把握（事後届出）、有害性情報の報告等に基づくリスク評価・管理
- 化学物質の性状等（分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況）に応じた規制及び措置
→性状に応じて「第一種特定化学物質」等の規制対象物質に指定
（製造・輸入数量の把握、製造・輸入許可、使用制限等）

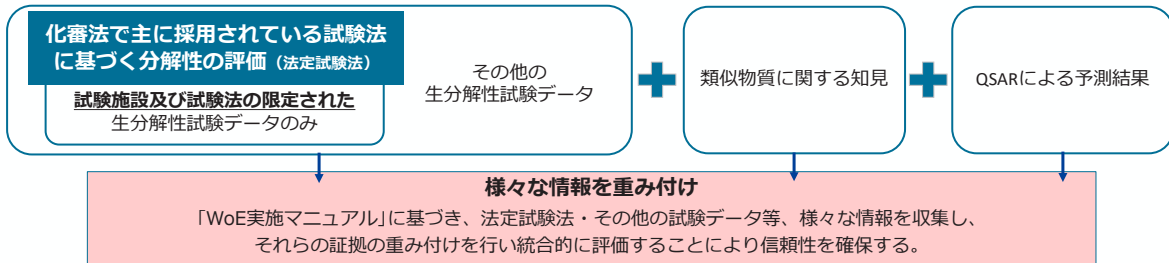
14



化学物質の評価におけるウェイト オブ エビデンス(WoE)の導入 ~生分解性評価~

- 経済産業省では、化学物質の評価の効率化・高度化を図る観点から、法定試験法以外の試験結果、構造類似物質等のデータや情報を活用しつつ、審査・評価を行う試みとして、ウェイト オブ エビデンス (WoE) の導入に取り組んでいる。
- スクリーニング評価・リスク評価における生分解性評価において、試験法に基づく試験結果だけでなく、情報収集で得られた分解性に関する多様な情報 (試験法及び試験施設による限定なし。QSARによる予測結果を含む。) も活用すべく、それらの品質評価を行った上で情報を統合し、総合的な分解性評価を実施する手法を開発 (2025年1月)。
- これまでに、4つの優先評価化学物質 (# 213、# 230、# 281、# 282) の分解性の評価を実施。

スクリーニング評価・リスク評価のためのWoEを用いた分解性の評価



令和6年度第9回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会令和6年度化学物質調査会第4回安全対策部会第251回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会 (令和7年1月14日)
https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2024_04_01_01.pdf

17

化学物質の評価におけるウェイト オブ エビデンス(WoE)の導入 ~生分解性評価~

- 生分解性評価のウェイト オブ エビデンスの実施にあたり、今後も、事業者の保有する情報も活用すべく、経済産業省ホームページに、①実施マニュアル、②それに基づくこれまでの評価結果、③事業者から特に情報提供いただきたい物質の一覧を経済産業省ホームページに掲載。



スクリーニング評価・リスク評価における生分解性評価のための Weight of Evidence の実施について

※積極的に情報提供いただきたい物質リストを掲載しました。(令和7年6月)

令和7年5月
産業保安・安全グループ
化学物質管理課 化学物質安全室

「化学法リスク評価における生分解性評価のためのWeight of Evidenceの実施マニュアル」について

WoEを用いた生分解性評価を実施するにあたり、「化学法リスク評価における生分解性評価のためのWeight of Evidenceの実施マニュアル」を策定しました。当該マニュアルでは、WoEを導入した評価の透明性の向上を図るため、有用な情報源・ツール、標準的な評価の進め方、評価において考慮すべき懸念事項をまとめています。

● 化学法リスク評価における生分解性評価のためのWeight of Evidenceの実施マニュアル (PDF形式: 1.1.007Kb) [A2](#)

<積極的に情報提供を呼びかけている物質の一覧>

優先評価化学物質 優先評価の 優先順位	物質名称
133	(E)-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン
138	ジナトリウム2,2'-ビス(ヒンシス [5-(4-エチルフェニル-6-アミノ)-1,3,5-トリアジソン-2-イル]アミノ)ベンゼンスルホネート (商品名: フルボスチ 2ナトリウム)
151	アムルヘキサアテート
153	N = 13 - (シキルアミン) プレパル) ステラルピロピド
179	カリウムジエチルジシオキシルバネート
185	ヘキサメチル-7-ヒドロキシベンゾアテート
187	4,6,6,7,8,8-ヘキサメチルフル-1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロシクロペンタ [g] インドロン
196	アムルヘキサアテート
205	シキルシクロヘキサジカソ-2-オン
206	1,4-ジメチルシクロヘキサジカソ-5,17-ジカソ
207	3-(1,3-ヘンシジカソキシル-5-イル)-2-ステラルピロピド
208	5-アムルヘキサアテート-2-オン
優先評価化学物質の検査実施を行った物質 優先評価の 優先順位	優先評価の物質名称
99	N, N-ジメチルプロピル-1,3-ジカソピロピド
129	1,3-ジカソピロピド (メチル) ベンゼン
194	1,1,3,3,3-ペンタメチルシクロペンタ

【出典】スクリーニング評価・リスク評価における生分解性評価のための Weight of Evidence の実施について
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/woe_biodegradation.html

18

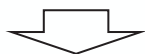
第一種特定化学物質について

第一種特定化学物質とは

- 難分解、高蓄積、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性のおそれがある物質で、政令で指定している39物質群。

第一種特定化学物質の規制内容

- 第一種特定化学物質の製造・輸入の許可制。
(試験研究用途や必要不可欠用途（Essential-Use）以外での製造・輸入は原則禁止)
- 試験研究用途や必要不可欠用途以外での第一種特定化学物質の使用禁止。
- 政令で指定している第一種特定化学物質の使用製品の輸入禁止。
- 法令に違反した製造者、輸入者、使用者に対する回収措置等の命令、罰則。



難分解性、高蓄積、長期毒性を有する化学物質の
環境中への放出を回避

19

第一種特定化学物質の動向について

- スtockホルム条約第10回締約国会議（令和4年6月開催）及び第12回締約国会議（令和7年4～5月）において、「PFHxS関連物質」、「クロルピリホス」、「中鎖塩素化パラフィン」並びに「長鎖PFCAとその塩及び長鎖PFCA関連物質」を新たに廃絶対象物質とすることを採択。
- これらについて、**化審法の第一種特定化学物質への指定と、化審法に基づく措置に係る審議**※を行った。

※薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会 化学物質審議会審査部会／安全対策部会 中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

化審法における措置

① 第一種特定化学物質への指定

- ・ PFHxS関連物質
- ・ クロルピリホス
- ・ 中鎖塩素化パラフィン
- ・ 長鎖PFCAとその塩及び長鎖PFCA関連物質（長鎖PFCA等）

③ PFHxS関連物質、長鎖PFCA等が使用されている場合に取扱い等に係る基準に従わなければならない製品の指定

- ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

② 輸入を禁止する製品の指定

- ・ PFHxS関連物質：「消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」、「金属の加工に使用するエッチング剤」など10製品
- ・ クロルピリホス：「木材用の防虫剤」
- ・ 中鎖塩素化パラフィン：「樹脂用の可塑剤」、「塗料」など6製品
- ・ 長鎖PFCA等：「業務用写真フィルム」、「潤滑油」、「消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」など10製品

20

(参考) 第一種特定化学物質の指定に向けたスケジュール

・ PFHxS関連物質

令和 7 年 9 月	化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント、TBT通報
令和 7 年 12 月 17 日	改正政令公布
令和 8 年 1 月 13 日	3 省合同会合における PFHxS 関連物質の指定に係る審議
令和 8 年 1 月下旬	PFHxS 関連物質の指定に係る省令に関するパブリックコメント
令和 8 年 4 月 17 日	PFHxS 関連物質の指定に係る省令の公布
令和 8 年 6 月 17 日	改正政令、PFHxS 関連物質の指定に係る省令の施行

・ クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖PFCA等

令和 7 年 6 月 20 日	3 省合同会合における第一種特定化学物質の指定に係る審議
令和 7 年 9 月 19 日	3 省合同会合における輸入禁止製品等に係る審議
令和 7 年 10 月	措置内容に関するパブリックコメント
令和 7 年 12 月	TBT通報
令和 8 年 3 月 20 日～	化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
令和 8 年 5 月 22 日	改正政令公布、3 省合同会合における長鎖PFCA関連物質の指定に係る審議
令和 8 年夏以降	長鎖PFCA関連物質の指定に係る省令の公布
令和 8 年 11 月 22 日	改正政令、長鎖PFCA関連物質の指定に係る省令の施行

21

産業構造審議会制度構築ワーキンググループ[※]での議論と対応について

- 平成29年改正法の附則第 5 条に、施行後 5 年を経過した場合において、改正後の化審法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは同法について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨、規定されたことを受け、令和 6 年 10 月から環境省及び厚生労働省との合同審議会を開催（計 4 回）。
- 検討結果をとりまとめた報告書を、令和 7 年 7 月 22 日に公開。

開催実績と主な議題

第 1 回：令和 6 年 10 月 23 日

- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行状況の点検
- ・ 平成29年の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の改正の概要とこれまでの実績について

第 2 回：令和 6 年 11 月 8 日

- ・ 化学物質審査規制法の施行状況及び化学物質管理の動向を踏まえた検討事項について

第 3 回：令和 7 年 3 月 10 日

- ・ 化学物質審査規制法の施行状況及び最近の動向を踏まえた、今後の化学物質管理の在り方について

第 4 回：令和 7 年 6 月 13 日

- ・ 化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について

※第 1 回と第 2 回は、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 化学物質政策小委員会 制度構築ワーキンググループ、中央環境審議会 環境保健部会 化学物質対策小委員会との合同開催。

22

「化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について（報告書）」との関連

第一章 検討の背景

第二章 平成29年改正化審法の施行状況等

1. 平成29年改正化審法の概要

2. 平成29年改正化審法の施行状況等及びレビュー結果について

1-1.オンライン手続の効率化（「GビスID」の採用）

1-2.新規化学物質の審査における取組（特例制度の合理化等）

第三章 主な検討課題について

1. 現行制度の効率化・高度化に関する事項

1-1 リスク評価

1-2 審査特例制度等

1-3 ライフサイクル全体を念頭にした循環経済への対応

1-3.リスク評価・NAMsに関する3省有識者検討会

1-4.資源循環と化学物質管理

2. その他の化学物質管理に関する事項

2-1 諸課題への対応

2-2 持続可能な化学物質管理

2-3 パートナーシップや能力開発

1-2.新規化学物質の審査における取組（特例制度の合理化等）

第四章 今後の検討

出典) 化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について (令和7年7月22日)
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/chemicals/system_building/pdf/20250722_1.pdf

オンライン手続の効率化（「GビスID」の採用）

- 令和8年度から、行政手続の更なる効率化を図るべく、「**申出者コード**」¹及び「**届出者等コード**」²は**利用停止**し、現在様々な行政サービスでも活用されている「**GビスID**」を採用。事業者の準備を促すべくセミナー等で周知。

- 少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の製造・輸入数量の電子申出及び中間物等新規化学物質の製造・輸入実績報告書の電子提出で利用。
- 一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質及び第二種特定化学物質の製造数量等の電子届出で利用。



利用可能なGビスIDアカウントについて

	アカウント種別	利用可能な行政サービス	アカウントの作成方法	申出・届出での利用可否
法人代表者 個人事業主	プライム	すべて	審査を行って作成	○
従業員	メンバー	制限あり（小）	プライムによる作成	○
誰でも	エントリー	制限あり（大）	審査を行わず作成	×

○有害性情報の報告（法第41条）については、令和8年5月29日よりe-Gov電子申請の利用が可能となっている。

（参考）デジタル庁「GビスID」 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

オンライン手続の効率化 (有害性情報報告省令・運用通知の改正)

- 化審法第41条に基づく有害性情報報告の提出は書面に限定されていたところ、オンライン手続の効率化を図るべく、5月29日より、GビズIDの活用及びe-Govを経由した電子的な受領も可能とした。これに伴い、省令改正により**報告様式の記載内容の明確化**等を行った。
- また、運用通知改正により、努力義務の報告に際しては「**有害性情報の内容を示す資料 (試験報告書の概要まとめ)**」について、**添付の省略を可**とした。(報告義務、努力義務の対象とはならない報告 (任意報告) についても、同様に**添付の省略を可**とした。)

<現行様式>

<改正様式>

25

新規化学物質の審査における取組 (特例制度の合理化等)

- 審査特例制度 (うち、少量新規化学物質確認制度 (「少量新規」) 及び低生産量新規化学物質確認制度 (「低生産」)) については、制度のレビュー結果や事業者の要望等を踏まえ、**(1)オンライン申請の原則化、(2)申出の受付期間・頻度の合理化、(3)用途証明書の提出を促す取組、(4)オンラインを活用した事後監視の高度化**に取り組む。
- また、「より安全な代替」を開発するインセンティブの観点で、該当物質の**名称公示期間を延長**する。

審査特例制度の合理化等の取組

- 少量新規、低生産の申出のオンライン申請の原則化 (省令改正) 【令和11年~】**
- 申出受付期間・頻度の合理化**
 - 少量新規の受付期間を延長 **【令和8年~】**
 - 受付頻度の見直し (少量新規: 9回→7回、低生産: 12回→10回) **【令和8年~】**
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/R8shoryonittei_251017.pdf
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/R8teiseisannittei_251017.pdf
- 用途証明書の提出を促す取組**
 - 用途証明書を出さない場合の確認のみを対象とした受付回を廃止 **【令和8年~】**
 - 川下ユーザーに対する、用途証明書の提出への理解を深める周知 **【令和7年~】**
 - 用途証明に関する手続の簡素化 (証明書の押印廃止、用途追加の一部廃止) **【令和8年~】**
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/youtoutuika_20260331.pdf
- オンラインを活用した事後監視の高度化**
 - オンラインを活用した報告徴収の実施 (少量新規・低生産) **【令和8年度~】**

名称公示期間の延長

(現状)
新規化学物質の届出を行い、審査の判定を受けた後、一般化学物質に該当するものは、**判定通知から5年経過後に名称を公示**。

(今後)
安全との判定 (ヒト健康への疑いなし・生態影響なし) を受けた新規化学物質について、名称公示までの期間を**10年**に延長。
【令和8年度~ (予定)】

26

化審法の審査特例制度（少量新規／低生産量新規）における「用途証明書」の提出のお願い

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）における新規化学物質の審査特例制度の適切な運用においては、**環境排出量を把握することが重要**です。このため、**新規化学物質を含む化学品を購入し使用する事業者（使用者）の皆様におかれましては、「用途証明書」の提出について最大限ご協力いただけますようお願い申し上げます。**

【化審法における審査特例制度とは？】

化審法では、新規化学物質を製造・輸入する事業者に対して、当該化学物質の性状に関するデータを事前に国（厚生労働省・経済産業省・環境省）に届け出ることを義務づけ、国はこれらのデータを踏まえて審査を行い、その結果に応じた規制を行っています（事前審査制度）。

一方、環境排出量がい小さいことが見込まれる製造・輸入数量や用途の場合は、**事業者が備えるべきデータを不要（少量新規）又は一部免除（低生産量新規）とする審査特例制度が認められています。**

【審査特例制度の要件】

審査特例制度の種類	個社数量上限	全国数量上限※1	届出※2で提出が必要な試験結果
少量新規 (化審法第3条第1項第5号)	1トン (製造・輸入数量)	1トン (環境排出量)	-
低生産量新規 (化審法第5条4項)	10トン (製造・輸入数量)	10トン (環境排出量)	難分解かつ高濃縮性ではない

※1 複数の事業者が同一物質について申出を行い、各事業者の環境排出量の合計が全国数量上限を超える場合は、環境排出量の合計が全国数量上限に収まるように各事業者で製造・輸入ができる数量（確認数量）を調整させていただくことがあります（数量調整）。

※2 低生産量新規では、確認を受けるための申出を行う前に、分解性と濃縮性の試験を実施し、難分解かつ低濃縮性である旨の判定を受ける必要があります。

【環境排出量の算出方法】

環境排出量 = 申出事業者の製造又は輸入予定数量 × 用途毎に定められた環境排出係数

用途は、使用者から提出していただく「用途証明書」から把握します。

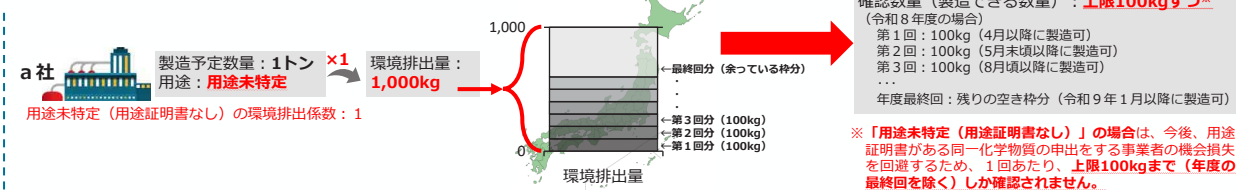
用途未特定（用途証明書なし）の環境排出係数：1

27

化審法の審査特例制度（少量新規／低生産量新規）における「用途証明書」の提出のお願い

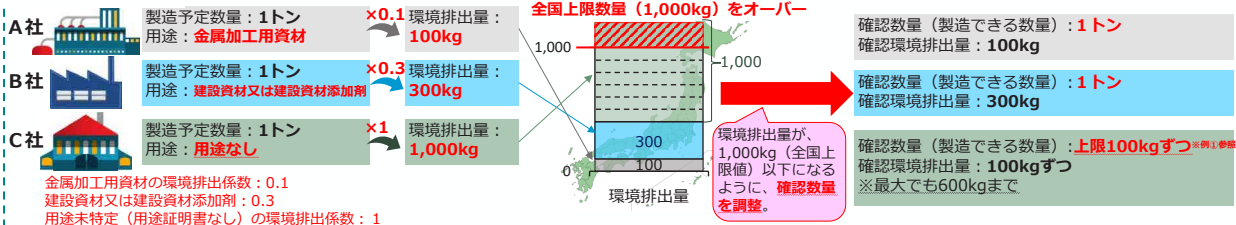
「用途証明書」の提出がない場合、申出者は予定している数量の製造・輸入ができない（＝使用者の皆様は新規化学物質を予定どおり調達できない）可能性があります。

【少量新規の例①】



⇒ a社は1回あたり上限100kgずつまでの製造しか認められないので、100kgより多く調達したい場合は第2回以降まで待つ必要があります。

【少量新規の例②】



⇒用途証明書がない（C社のケース）は予定数量の調達ができませんが、用途証明書を提出する（A、B社のケース）と希望する数量の調達可能性が高まります。

28

(参考) 用途証明書の記載例

受付コード: (※1)

用途証明書

令和 年 月 日

〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 郎 (※2)

△△△株式会社
代表取締役社長 △△ △△ (※3)
住所

今般、貴社から譲渡予定の下記 1. の化学物質 (又は製品) を、下記 2. に記載の用途のみ使用することについて、下記のとおり確認する。

記

1. 新規化学物質 (又は製品) の名称 (※4)

2. 1. の新規化学物質 (又は製品) の用途番号及び用途分類 (※5)
用途番号:
用途分類:

3. 貴社から当該新規化学物質の用途に関して説明や資料提出を求められた際には、貴社に協力する。

使用者に記入いただく箇所は、左図の赤枠部分 (下記※ 2 ~ 5) の 4 カ所のみです。

- (※1) 書面申出をする場合に、申出者 (製造・輸入者) にて記入ください。
(受付コード下 4 桁の申出番号のみではなく、法人番号からご記載ください。)
- (※2) **申出者 (製造・輸入者) の名称、部署、役職、氏名** を記載してください。代表者でなくても、当該新規化学物質の譲渡及び本文書の記載内容に関し責任を有する者 (部長等) であれば問題ございません。
- (※3) **使用者の名称、部署、役職、氏名** を記載してください。会社の代表者でなくても、当該新規化学物質の使用及び本文書の記載内容に関し責任を有する者 (部長等) であれば問題ございません。
- (※4) **新規化学物質の名称** (詳細は、製造・輸入者に御確認ください) を記載してください。製品名でも問題ございません。
- (※5) **用途番号と用途分類** を記載してください。用途については、**一般化した一覧** にしておりますが、判断に迷う場合は、**弊省HP** 又は **NITE のHP** もご参照ください。
なお、複数の用途を予定している場合は、予定している用途を全て記載してください。

【使用者の皆様への注意】
用途証明書に記載いただいた用途以外での使用はしないでください。
万一、記載いただいた用途以外での使用が発覚した場合は、**申出者 (製造・輸入者) が違反に問われてしまい、製造・輸入ができなくなる可能性がございます。**

29

(参考) メールの記載例

受付コード: (※1)

発出先: △△ △△ (△△△△.co.jp)
送信日時: 年 月 日
宛先: 〇〇 〇〇 (〇〇〇〇.co.jp)
件名: 用途証明書の送付について

〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿 (※2)
電子メールアドレス: 〇〇〇〇.co.jp

今般、貴社から譲渡予定の下記 1. の化学物質 (又は商品) を、下記 2. に記載の用途のみ使用することについて、下記のとおり確認する。

記

1. 新規化学物質 (又は商品) の名称 (※4)

2. 1. の新規化学物質 (又は商品) の用途番号及び用途分類 (※5)
用途番号:
用途分類:

3. 貴社から当該新規化学物質の用途に関して説明や資料提出を求められた際には、貴社に協力する。

△△△株式会社
代表取締役社長 △△ △△ (※3)
住所
電子メールアドレス △△△△.co.jp

使用者に記入いただく箇所は、左図の赤枠部分 (下記※ 2 ~ 5) の 4 カ所のみです。

- (※1) 書面申出をする場合に、申出者 (製造・輸入者) にて記入ください。
(受付コード下 4 桁の申出番号のみではなく、法人番号からご記載ください。)
- (※2) **申出者 (製造・輸入者) の名称、部署、役職、氏名** を記載してください。代表者でなくても、当該新規化学物質の譲渡及び本文書の記載内容に関し責任を有する者 (部長等) であれば問題ございません。
- (※3) **使用者の名称、部署、役職、氏名** を記載してください。会社の代表者でなくても、当該新規化学物質の使用及び本文書の記載内容に関し責任を有する者 (部長等) であれば問題ございません。
- (※4) **新規化学物質の名称** (詳細は、製造・輸入者に御確認ください) を記載してください。製品名でも問題ございません。
- (※5) **用途番号と用途分類** を記載してください。用途については、**一般化した一覧** にしておりますが、判断に迷う場合は、**弊省HP** 又は **NITE のHP** もご参照ください。
なお、複数の用途を予定している場合は、予定している用途を全て記載してください。

【使用者の皆様への注意】
用途証明書に記載いただいた用途以外での使用はしないでください。
万一、記載いただいた用途以外での使用が発覚した場合は、**申出者 (製造・輸入者) が違反に問われてしまい、製造・輸入ができなくなる可能性がございます。**

30

リスク評価・NAMsに関する3省有識者検討会

- 産業構造審議会制度構築ワーキンググループ（厚生労働省と環境省の審議会との合同開催）で取りまとめられた報告書（令和7年7月22日公表）で示された主な検討課題のうち、**「①新たな評価手法（NAMs）の活用」、「②リスク評価の効率化・実効性の向上」については、別途検討の場を立ち上げてはどうかと示されている。**
- これを受け、化審法に関する審議会の委員等からなる3省合同の有識者検討会において、化審法におけるNAMsの考え方やリスク評価における課題の整理等を行った。今年度の議論を今後の検討の土台としていく。

検討会概要

(1) 開催形式：非公開

(2) 開催日程・議題：

第1回：令和8年2月9日

- ・ 化審法における新しい評価手法（NAMs）の考え方について
- ・ 化審法におけるリスク評価の課題について

第2回：令和8年2月19日

- ・ 化審法におけるリスク評価の課題について

第3回：令和8年3月4日

- ・ 化審法における新しい評価手法（NAMs）の言語化（案）
- ・ 化審法におけるリスク評価の課題について

(3) 委員構成：経産省関係委員

- ・ 赤堀 有美 一般財団法人 化学物質評価研究機構 安全性評価技術研究所 研究企画部 次長
- ・ 岩崎 雄一 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 ネイチャー・ポジティブ技術実装研究センター 主任研究員
- ・ 小野 恭子 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 サークュラーテクノロジー実装研究センター 副研究センター長
- ・ 蒲生 昌志 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 研究部門長
- ・ 金原 和秀 国立大学法人 静岡大学 理事（研究・社会産学連携・人事担当） / 副学長
- ・ 須方 督夫 一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事
- ・ 竹下 潤一 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 研究グループ長
- ・ 永井 孝志 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門 土壌環境管理研究領域 農業環境情報グループ 上級研究員

ほか、厚生労働省及び環境省関係委員

31

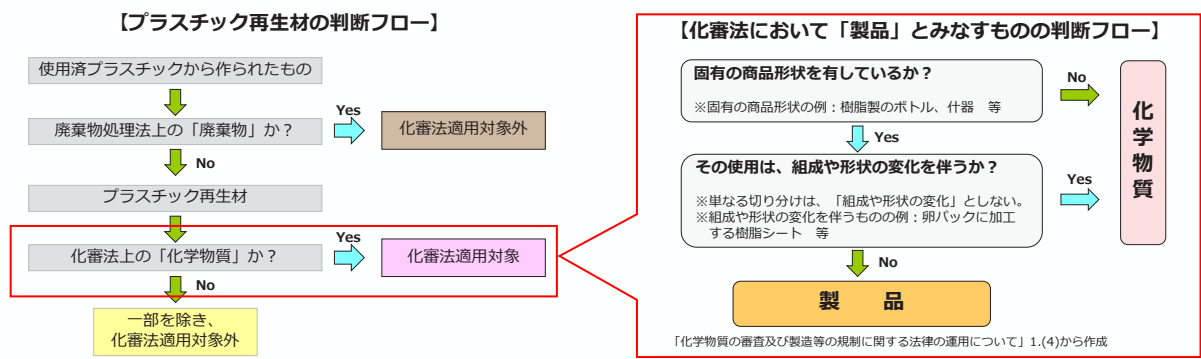
化審法における新しい評価手法（NAMs）の言語化（案）

- 化審法におけるNAMsとは、**化審法における化学物質の有害性評価又はリスク評価に資する情報を提供しうる、科学的に妥当な新しい技術・手法・アプローチのすべて**を指す。なお、国際動向を鑑みて、3R（動物実験のReplacement（代替）、Reduction（削減）、Refinement（改善））についても配慮する。
- 化審法におけるNAMs導入にあたり、**科学的妥当性を大前提としつつ、新規化学物質審査制度については試験の実施から判定・確認までのあらゆる負担の低減、上市後の化学物質のリスク評価制度については迅速化を含めたより合理的な評価と負担の低減**を目指す。
- ただし、「新規化学物質審査制度」、「上市後の化学物質のリスク評価制度」いずれにおいても、**個別事例も含め国内外の動向も視野に入れつつ、不確実性を踏まえた活用可能性を見極めた後に、根拠とする規定や試験方法の共通性に留意しながら、運用上のルールを整備した上で段階的に導入することとする**。また、導入後においても**実績の蓄積・検証を踏まえて柔軟に見直すこととする**。

32

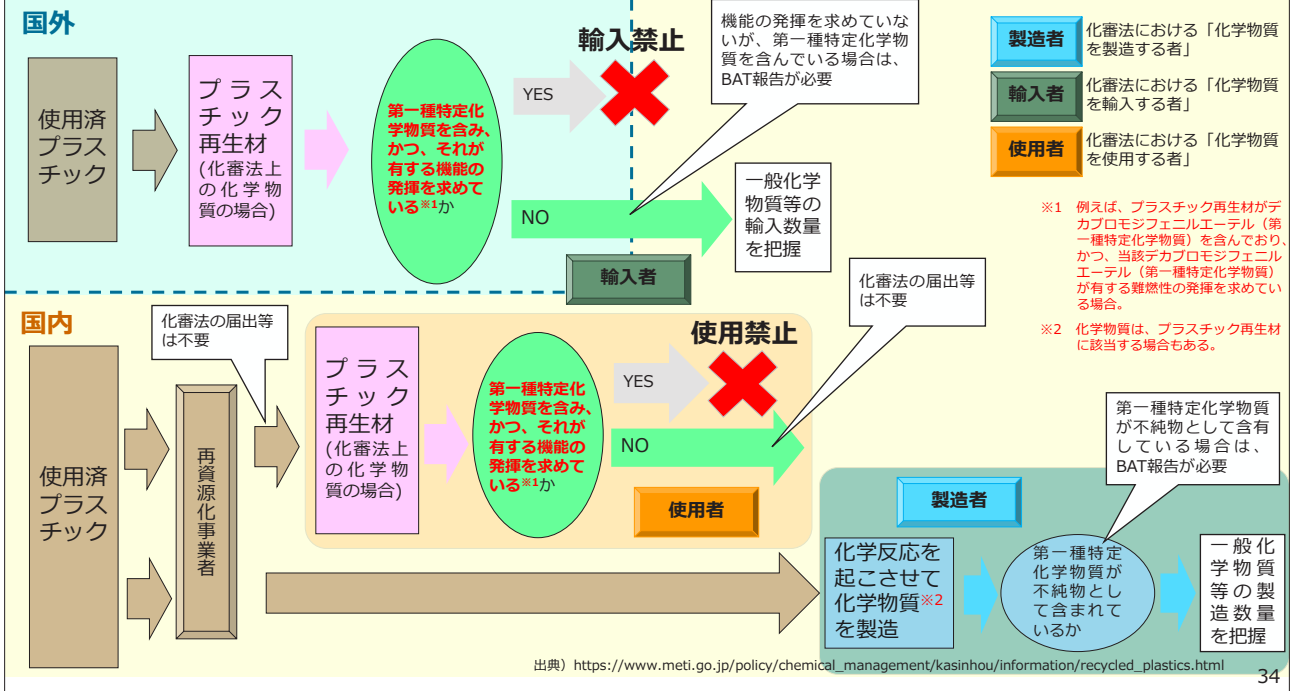
資源循環と化学物質管理 ~「プラスチック再生材」における化審法の適用について~

- 使用済プラスチックから作られたものの化審法の適用を考える際は、**それが廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか判断する必要がある。廃棄物に該当する場合は、化審法を始めとする化学物質関連規制の対象外（廃棄物処理法で規制）**となる。
- 一方、使用済プラスチックから作られたものが廃棄物処理法上の廃棄物でないならば、それはいわゆる「プラスチック再生材」であり、それが化審法上の「化学物質」と「製品」のいずれに該当するか判断される。
 - ✓ **化審法上の化学物質に該当する場合は**、その規制区分に応じて、化審法の規制が適用される。
 - ✓ 一方、**化審法上の製品に該当する場合は**、**化審法の政令で指定されている製品（輸入禁止製品等）に該当する場合は除き、化審法の規制の対象とはならない。**



出典) https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/recycled_plastics.html 33

資源循環と化学物質管理 ~プラスチック再生材が化審法上の化学物質に該当する場合の規制の適用~



出典) https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/recycled_plastics.html 34

資源循環と化学物質管理 ～不純物として含まれる第一種特定化学物質について（今後の方向性）～

- 使用済プラスチックの中には、規制される前に使われていた第一種特定化学物質を含有しているものもあり、そのケミカルリサイクルによって得られた化合物においても、当該第一種特定化学物質が不純物として含まれる可能性がある。
- 審議会での議論を踏まえ、今後の方向性が示されたところ。資源循環等の実態も踏まえつつ、検討を進めていく。

今後の方向性

- ① 海外において第一種特定化学物質に相当する化学物質が不純物として含まれている場合に基準値で管理していることも参考に、これまでBATで管理している第一種特定化学物質のうち、国際的に値が設定されており管理上限値を示しているPCBなどの物質については、不純物の閾値を設定して、適切な管理を実施してはどうか。
- ② なお、欧州POPs規則の非意図的な微量不純物に関する基準値を分析可能性やリスク（ヒト健康や環境への悪影響の可能性を判断するための指標）と比較した検討資料もあることから、このような既存の情報も参考に、第一種特定化学物質ごとの不純物の閾値を検討してはどうか。

出典) 第3回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 化学物質政策小委員会 制度構築ワーキンググループ (令和7年3月10日) 資料1-2 より経済産業省作成

35

資源循環と化学物質管理 ～運用通知の改正～

- 産業構造審議会制度構築ワーキンググループでの議論及び報告書を踏まえ、不純物の取扱いを明確化するため、運用通知を改正（令和7年10月6日付）。
- 併せて、化学物質の区分の仕方や用語の定義等を明確化するなどの改正も行い、今後、段階的に施行。

主な改正事項

- ① 第一種特定化学物質に該当する化学物質が副生成物として微量に含まれる場合に限定して取扱いを規定していたが、不純物として微量含まれる場合に適用可能とした。 → ① 令和7年10月6日施行
 - ② 運用通知全体に関わる規定を集約した『1 共通事項』という見出しを新たに立てた。
 - ③ 無水和物と水和物の取扱い及び有機高分子化合物の用語の定義を明確化した。
 - ④ これまで「新規化学物質として取り扱わないもの」としていた化学物質を、「既存化学物質等」として取り扱うことに変更した。
 - ⑤ 既存化学物質等の定義を変更した。 → ⑤ 令和9年4月1日施行
- ②～④ 令和8年4月1日施行

36

資源循環と化学物質管理

～不純物として含まれる第一種特定化学物質の取扱いについて～

- 化審法の運用通知の改正により、第一種特定化学物質に関する運用が適用可能な定義を、(副生成物を包含した)“**不純物**”として含まれる場合とし、**プラスチック再生材に不純物として第一種特定化学物質が含有する場合の扱いを明確化した。**
- 令和7年10月6日付で「不純物として第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて(お知らせ)」を改訂。同日から新たな運用として、**国際的に管理に関する値が設定されているもので、我が国でも管理上限値を示したものについては、基準値を設定し、BAT (Best Available Technology/ Techniques) の原則に基づき事業者による適切な管理を行う**こととした。

基準値の設定

HCB { : 200ppm (テトラクロロ無水フタル酸 (TCPA) に含有)
 : 10ppm (TCPAを原料とした顔料又は染料等に含有)
 PCB : 50ppm
 SCCP : 10,000ppm

- 今後もプラスチック再生材等に含まれる第一種特定化学物質について基準値を検討。

BAT報告手続の合理化

- 基準値設定された第一種特定化学物質のBAT報告手続を合理化。
- プラスチック再生材は管理の難易度が相対的に高いことも鑑み、さらに報告手続を合理化。

プラスチック再生材の円滑な利活用の促進

37

新規化学物質の審査における評価手法の合理化について

- 新規化学物質の審査のうち、高分子化合物の場合の評価方法(高分子フロースキーム)について、これまでの**審査の知見を活用し、従来の試験が省略できる場合を明確化し、より簡易な方法(構造及び物性等による評価)で評価できる手法を新たに構築。**
- 新たな手法は令和8年6月1日から導入。本評価手法により、高分子化合物の評価における更なる合理化が図られることが期待。

高分子フロースキームとは

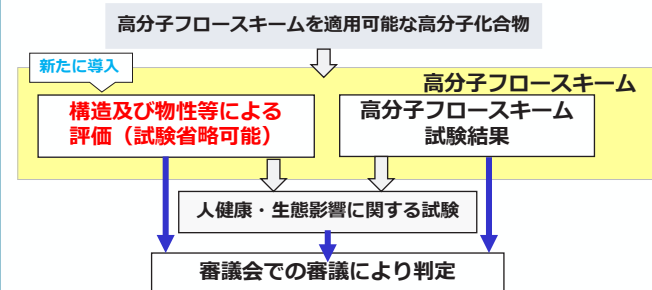
- 化審法における新規化学物質の審査では、事業者が取得した生物を用いた試験から、化学物質の「分解性」「生物蓄積性」「人健康影響」「生態影響」を評価。
- 高分子化合物については、分子サイズが大きく、一般に生体内に取り込まれにくいいため、生物に対する蓄積性や毒性に対する懸念が低いとされていることから、**一定の要件を満たす高分子について、生物を用いない簡易な試験(高分子フロースキーム試験[※])による安全性の評価を可能としている。**

※高分子フロースキーム試験

- 物理化学的安定性及び酸・アルカリに対する溶解性試験
 - 水及び有機溶媒に対する溶解性試験
- 自然的作用による変化を生じにくい化学物質であることを評価

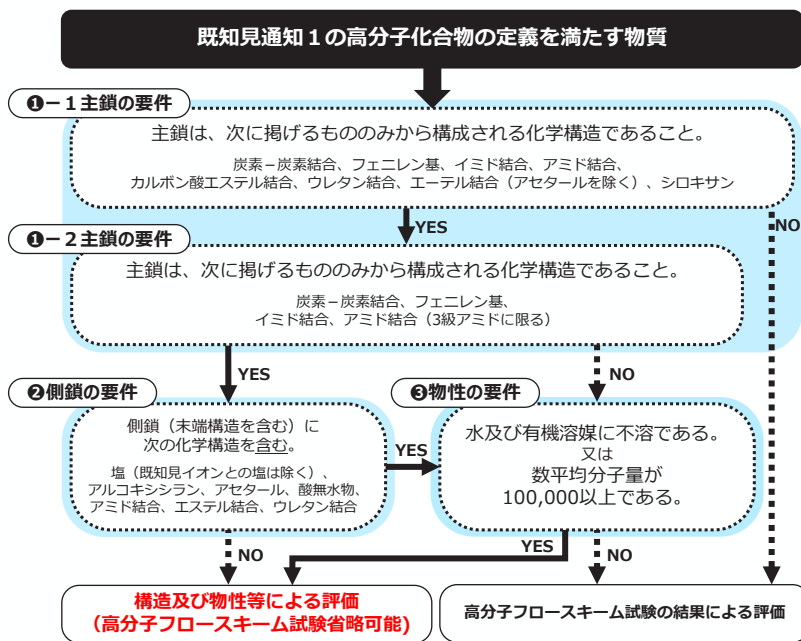
新たに構築した審査方法

- 経産省及びNITEにおいて、平成22年～令和3年の審査データ(約1,500物質)を分析し、**自然的作用による変化を生じにくい高分子化合物群を抽出し、構造(主鎖・側鎖)及び物性の要件の組合せによる、新たな評価手法を提案。**
- 評価手法は、3省合同審議会で審議の上、了承を得た。(令和8年1月)



38

(参考) 高分子フロースキーム合理化 詳細フロー図



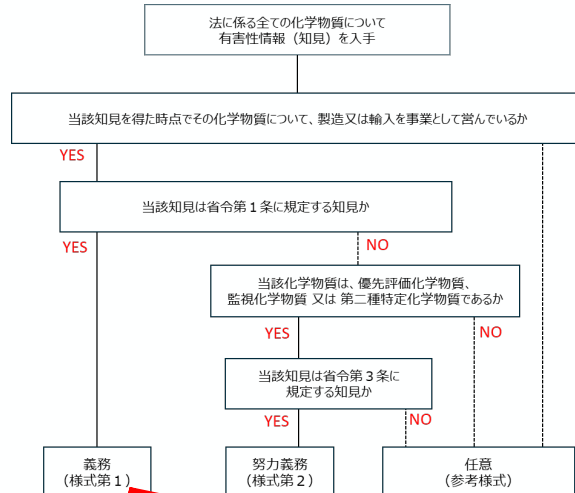
有害性情報の報告について

有害性情報報告の概要

- 平成 16 年 4 月より開始された制度。(法第 41 条)
- 国における化学物質の審査や点検に活用できるよう、**化学物質の製造又は輸入を行っている事業者は、その製造又は輸入した化学物質**に関し、難分解性、高蓄積性、人や動植物に対する毒性など、**一定の有害性を示す知見を新たに入手した場合には、当該知見を得た日から 60 日以内に国への報告義務がある。**(ただし、公知になっている情報については報告義務の対象から除外。)
- 第一種特定化学物質以外の「全ての化学物質(※)」が報告義務の対象。
※新規化学物質(中間物等以外)も含む。
- 優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造又は輸入を行っている事業者は、省令で定める組成、性状等に関する知見を有しているときは、**国に報告する努力義務がある。**

有害性情報の報告義務について
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/harmful_index.html

有害性情報報告のフロー



義務の場合、知見を得た日から**60日以内**に提出が必要

目次

1. 総論 ～化学物質管理政策をめぐる最近の動向～

2. 各論

- ① 化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向
- ② 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向
- ③ オゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況と動向
- ④ 化学兵器禁止法の施行状況と動向
- ⑤ 水銀汚染防止法の施行状況と動向

3. 化学物質管理を巡る環境変化等への対応に向けて

41

化管法の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。
- 事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)

・人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれた移動量を事業者が把握し、国に報告することを義務づける制度。

・国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）

<対象事業者>

- ・対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- ・従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- ・取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1 t 以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5 t 以上）ある事業所を有する事業者等

SDS制度

(Safety Data Sheet)

・有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱情報といった、化学物質の適正管理に必要な情報提供を事業者に義務づける制度。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）及び第二種指定化学物質（134物質）

<対象事業者>

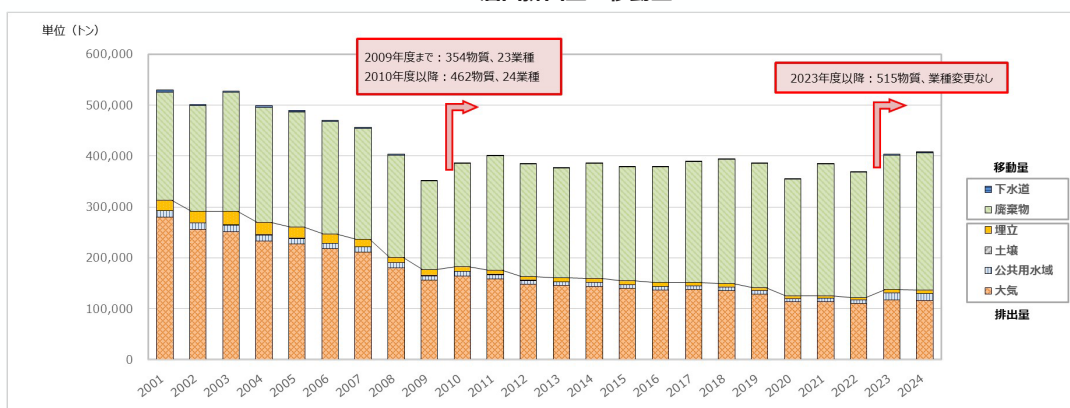
・対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者に譲渡・提供する事業者

42

PRTR届出排出量・移動量の公表

- 2024年度のPRTR届出排出量・移動量の概要は以下の通り。
- **排出量・移動量は、408千トン。**
 - － 排出量 137千トン － 移動量 271千トン
- 当該年度の届出外排出量（対象外事業者、家庭、移動体）は、193千トンと推計。

PRTR届出排出量・移動量

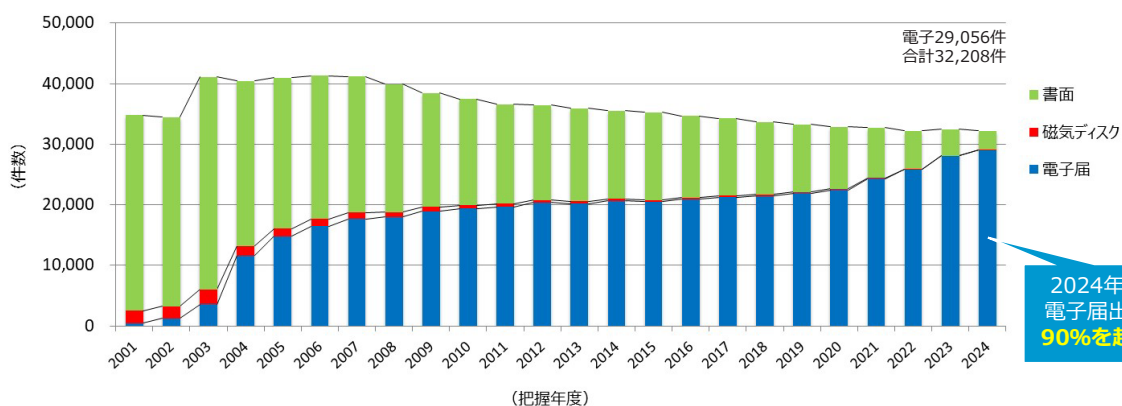


43

PRTR電子化促進

- 電子政府の促進、事業者の利便性の確保、行政側の事務手続の簡素化のために、電子届出への移行を更に推進させることが重要。
- **電子届出数は29,056件（前年度28,075件）。電子届出率は90.2%（前年度86.4%）に上昇。**

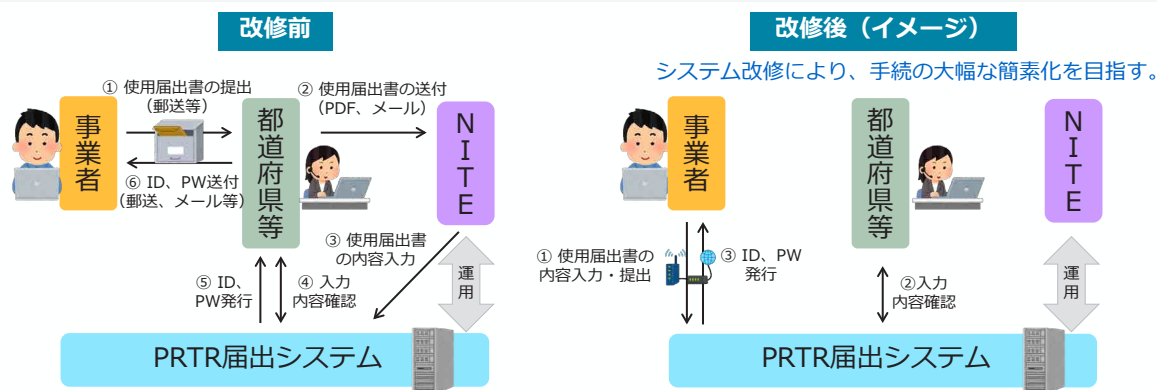
届出方法別届出件数の推移



44

PRTR届出システムの改修

- PRTR電子届出を行うに当たり、事業者は都道府県等に対し、NITEが運営するPRTR届出システムの使用届出書を提出する必要がある。しかしながら、現在この届出は書面でしか行えず、電子化促進の阻害要因になっているとともに、自治体にとっても負担が大きい。
- この手続の簡素化について、地方分権改革における自治体からの改善要望もあったところ、**PRTR届出システム上で使用届出書の提出を可能とするため、システム改修費用を令和8年度予算に計上。**



45

新「PRTRけんさくくん」のリリースについて

- 化管法のPRTR制度において経済産業省が提供している「PRTRけんさくくん」(PRTRデータ分析システム)は、届出の個別事業所のデータを誰でも自由に閲覧できるシステム。
- 現行の「PRTRけんさくくん」の後継ツールとして、Power BIを用いた新「PRTRけんさくくん」のプロトタイプを2025年11月18日に公開。従来のシステム利用時の煩雑さがなくなり、操作性が向上した。

新「PRTRけんさくくん」のPower BI環境



新「PRTRけんさくくん」の特徴

- ソフトウェアやデータのダウンロードが不要。
- 直感的に操作できるわかりやすさ。
- 集計データのグラフでの可視化。
- 2001年度分～のデータを検索可能。
- 排出年度、提出先自治体、届出先大臣、事業者名、事業所名、主たる業種、都道府県、市区町村などで絞り込み可能。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6a.html

※本資料で使用しているPower BIは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。

46

GHS（※）分類情報の更新／GHSパンフレットの整備

※GHS：化学品の分類および表示に関する世界調和システム

- 化管法SDS制度の円滑な施行のため、以下を実施。

GHSに基づく政府分類の公表

- GHS分類が未実施又は再分類が必要な物質の分類を実施。2025年度は55の化管法対象物質について分類実施。
- ※2006年からの2年間で約1,500物質（化管法、安衛法、毒劇法対象物質）、その後、2024年度までに約3,400物質のGHS分類を関係省庁等にて実施し、これまでの結果を（独）製品評価技術基盤機構（NITE）HPにて公表。）。

<GHS分類情報(NITEのHP)>

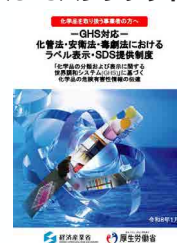


https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/all_fy.html

GHSパンフレットの作成・公表

- GHSパンフレット「－GHS対応－化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度」を経産省と厚労省が共同で作成・各省HPで公表。
- 2025年12月に改正されたJIS Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）、JIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））の内容を反映。

<GHSパンフレット>



47

【参考】JIS（JIS Z 7252/Z 7253）改正の概要

- 日本国内では、GHSに対応する日本産業規格（JIS）を整備、国内SDS関連法令（化管法、安衛法、毒劇法）で引用。
 - ・ JIS Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）
 - ・ JIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））
- これまでは国連GHS文書第6版に対応したJIS（2019年改訂）が引用されていたが、**国連GHS文書第9版に対応した改正JISが2025年12月25日に公示。改正作業には経産省・厚労省・環境省・NITEも参画。**

主な改正内容

JIS Z 7252（GHS分類）

- ・ 「爆発物」の全面的見直し。危険物輸送を基にした分類（等級1.1～1.6）から使用場面を考慮した分類（区分1, 2A, 2B, 2C）に変更。
- ・ 「可燃性ガス」の見直し。区分1Aより燃焼性が低い区分として区分1Bを追加。
- ・ 「エアゾール」の見直し。高圧ガスとエアゾールの間位置する区分として「加圧下化学品」を追加。
- ・ 「皮膚腐食性／刺激性」において、非動物試験方法の拡大を背景とし、*in vitro/ex vivo*試験を用いた分類手順を追加。

JIS Z 7253（情報伝達（ラベル、SDS））

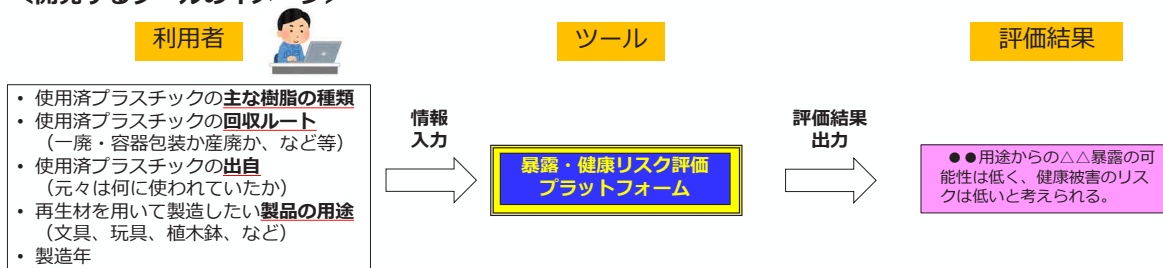
- ・ 附属書A,B,Cの見直し。危険有害性情報や注意書きの変更、それに対応するコード表の更新。また、変更点に関する情報の追記。
- ・ 附属書D（SDS）の見直し。国連GHS文書改訂に伴う変更から、小項目名の見直し、安衛法に関連する見直しなど。

48

プラスチック資源循環のための化学物質リスク評価ツールの開発

- 世界的にプラスチックを始めあらゆる資源の循環利用が加速している中、経済産業省は「成長志向型の資源自律経済戦略 (2023年 3月)」等を踏まえ、制度整備やリサイクル技術への投資支援等を推進。
- 今後、ますますプラスチックリサイクルが活発化されることが見込まれる中、国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、使用済プラスチックのうち安全性の懸念が低いものについて、マテリアルリサイクル (再生材としての利用) への転換を支援するため、添加剤 (化学物質) の暴露・健康リスク評価ツールの開発を開始。
- 2025年度は、使用済プラスチック特有の流通ルート等を踏まえた添加剤情報の蓄積・類型化、検索に適した情報整理方法の開発、暴露シナリオ特定に向けた類型化技術の開発等、複数の開発項目について課題を整理し、研究開発要素を特定した。

<開発するツールのイメージ>



49

化学物質管理に取り組む若手研究者の育成 (大学連携推進事業)

- 我が国の化学物質管理施策の更なる高度化に向けて、従来施策の諸課題の解決や国際的な潮流である新たな化学物質管理の実現など、新たな視点での施策立案への要請が高まっている。
- 将来にわたり継続して化学物質管理の高度化を推進していくためには、化学物質管理を担う人材が不可欠。このため、**化学物質管理に係る専門知識はもちろんのこと、政策についても知見を持つ人材の発掘・育成を目的として、大学・公的機関を活用した調査研究を実施。**

事業成果

2021年度から延べ22件を採択し、結果は各分野の学会・論文等で発表。研究者間で成果報告会を実施。

【学会等での受賞】

- 「消費者製品に含まれる化学物質の経皮曝露を含めた包括的リスク評価スキームの構築」
第2回環境化学物質3学会合同大会 SETAC賞 受賞 (2021~2023年度、静岡県立大学)

【2025年度の採択テーマ】 (採択数5件/応募数5件)

- 「非遺伝毒性肝発がん性の核内受容体活性化プロファイルに基づく評価の有用性検討」 静岡県立大学
- 「パッシブサンプリング技術を用いた水環境における化学物質存在状況評価手法の確立」 静岡県立大学
- 「AI技術を用いた魚類における『代謝されにくさ』を決定づける化学物質の特徴探索」 九州工業大学
- 「経口曝露による化学物質の魚体内動態と取込経路組織由来の代謝酵素画分によるin vitro分解との相関」 鹿児島大学
- 「化学物質のライフサイクルを踏まえたPOPsや重金属の環境及び生態への影響評価」 北九州市立大学

50

目次

1. 総論 ～化学物質管理政策をめぐる最近の動向～

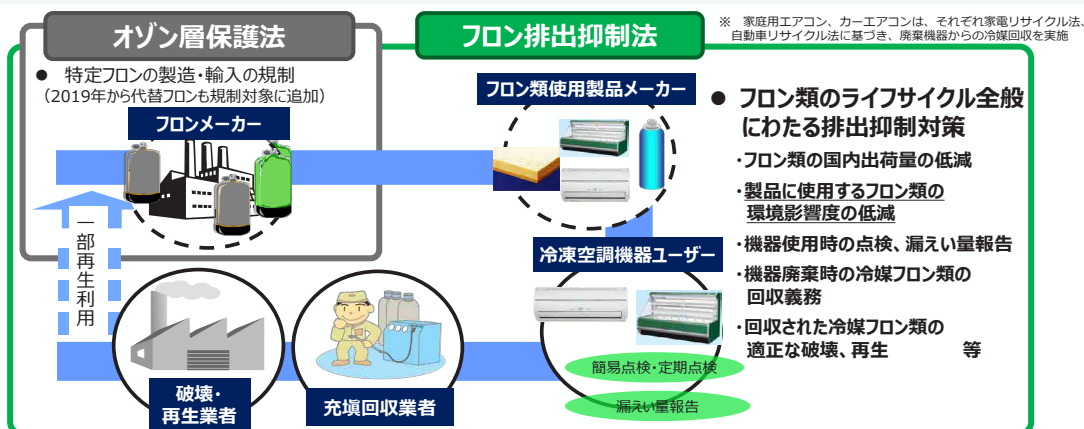
2. 各論

- ① 化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向
- ② 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向
- ③ **オゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況と動向**
- ④ 化学兵器禁止法の施行状況と動向
- ⑤ 水銀汚染防止法の施行状況と動向

3. 化学物質管理を巡る環境変化等への対応に向けて

フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策

- **オゾン層保護法とフロン排出抑制法**で、フロン類（特定フロン及び代替フロン）の排出を、蛇口、上流、中流、下流の**ライフサイクル全般（生産・使用・回収・破壊等）に渡って抑制**。
- フロンの製造・輸入規制、製品に使用するフロン類の環境影響度の低減、機器使用時における点検、業務用冷凍空調機器の廃棄時におけるフロン類の回収義務等を規定。



フロン対策に係る最近のトピックス

- **2050年カーボンニュートラルの実現**に向け、フロン類の削減を着実に進めるため、**フロン類のライフサイクル全般にわたり、取組を推進中**。

オゾン層保護法とフロン類使用見直し

モントリオール議定書キガリ改正を着実に履行するため、**オゾン層保護法による割当てを着実に運用中**（2025年割当ても基準限度から余裕をもって割当て済み）。**フロン類使用見通しの見直し**を踏まえ、改正告示を**2026年4月に施行**。

グリーン冷媒・機器開発事業

グリーン冷媒・機器の開発のため、2023年度から5年間プロジェクトを実施中（**2026年度予算額6.6億円**）。

フロン排出抑制法に基づく指定製品制度

フロン排出抑制法に基づく指定製品制度について、産構審フロン類対策WGにおいて、指定製品の追加の審議を行い、**達成状況のフォローアップを実施中**。

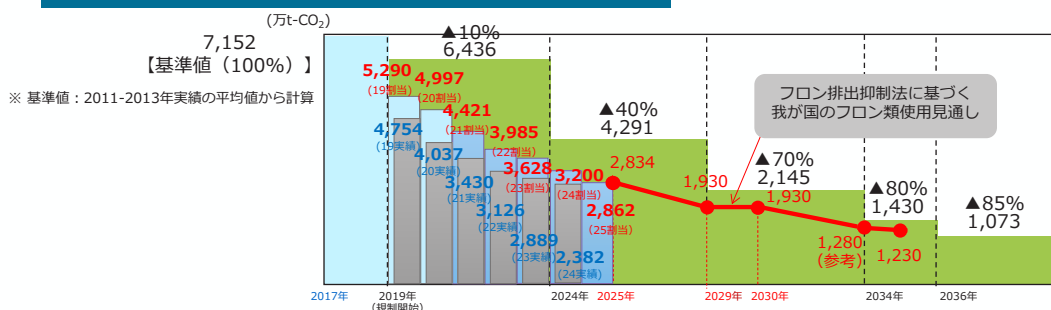
改正フロン排出抑制法施行後5年見直し

令和元年改正フロン排出抑制法の施行から5年が経過したことに伴い、**機器廃棄時の冷媒回収の徹底、HFCsの使用の合理化（再生HFCsの利用拡大）、機器使用中の大気放出の抑制等**、新たな規制を検討中。

オゾン層保護法とフロン類使用見直し（蛇口）

- モントリオール議定書キガリ改正を着実に履行するため、**オゾン層保護法**に基づく基準限度を決め、それを超えないよう、**製造量、輸入量の割当て**を実施し、**代替フロンの消費量・製造量を段階的に削減中**。
- 消費量・製造量とも2026年の基準限度は達成できる見込みであるが、2029年以降の基準限度（2,145万t-CO₂）はさらに厳しくなる。
- 2025年3月の産構審フロン類対策WGでの検討等を踏まえ、2026年4月にフロン類使用見直しに係る改正告示を施行。

我が国の代替フロン削減スケジュール（消費量）



フロン排出抑制法に基づく指定製品制度（上流）

- フロン類使用製品の低GWP・ノンフロン化を進めるため、**製品区分ごとにGWPの目標値・目標年度**を定め、製造・輸入事業者にも目標の達成を求めている。（GWP：環境影響度）

指定製品の区分（概要）	現在使用されている主な冷媒及びGWP	GWPの目標値	目標年度
家庭用エアコン	R410A (2,090)、R32 (675)	750	2018
業務用エアコン			
店舗・事務所用エアコン	R410A (2,090)、R32 (675)	750	2025
中央方式エアコン	遠心式の圧縮機 上記以外	R134a (1,430)、R245fa (1,030) 750	2025 2029
ビル用マルチエアコン	R410A (2,090)	750	2027
設備用エアコン	R410A (2,090)	750	2029
ガスエンジンヒートポンプエアコン	R410A (2,090)	750	2029
自動車用エアコン			
乗用自動車	R134a (1,430)	150	2023
トラック及びバス	R134a (1,430)	150	2029
コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット			
1.5kWを超えるものであって別置型 上記以外	R404A (3,920)、R410A (2,090)、R407C (1,770)、CO ₂ (1)	750 150	2029 2029
業務用一体型冷凍冷蔵機器			
業務用冷凍冷蔵庫	R404A (3,920)、R410A (2,090)、R407C (1,770)、 R134a (1,430)、CO ₂ (1)	150	2029
ショーケース		150	2029
中央方式冷凍冷蔵機器			
有効面積が5万㎡以上の冷凍冷蔵倉庫（新設、改築、増築）※	R404A (3,920)、アンモニア（一桁）	100	2019
遠心式圧縮式冷凍機（※以外）	R134a (1,430)、R245fa (1,030)	100	2029
スクリュウ式圧縮機（※以外）	R407C (1,770)、R448A (1,386)	150	2031
遠心式圧縮式冷凍機・スクリュウ式圧縮機以外（※以外）	R410A (2,090)	750	2029
硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器		100	2024
硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機		100	2024
住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液	HFC-245fa (1,030)、HFC-365mfc (795)	100	2020
非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液		100	2024
硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材		100	2024
専ら噴射剤のみを充填した噴霧器（不燃性を要する用途のものを除く）	HFC-134a (1,430)、HFC-152a (124)、CO ₂ (1)、DME (1)	10	2019

55

グリーン冷媒・機器開発事業（2023～2027年度）（上流）

- キガリ改正の最終削減目標を達成するためには**低GWPの冷媒開発が必要**。
- 2018～2022年度までの5年間で、グリーン冷媒への代替技術開発が進んでいない分野に係る技術開発支援を実施し、HFO冷媒や評価モデルの開発等の成果を上げてきたところ。
- しかし、**HFO冷媒には安全性や省エネ性の低下等の課題**が残っているため、グリーン冷媒及びその適用機器の開発・上市の更なる加速化に向け、**2023年度以降も技術開発支援**を継続。

領域	分野	現行の代替フロン冷媒 (GWP)	代替フロン冷媒に代わるグリーン冷媒
①代替が進んでいる、又は進む見通し	家庭用冷凍冷蔵庫	(HFC-134a (1,430))	イソブタン
	自動販売機	(HFC-134a (1,430)) (HFC-407C (1,770))	CO ₂ 、イソブタン HFO-1234yf
	カーエアコン	HFC-134a (1,430)	HFO-1234yf
②代替候補はあるが、普及には課題あり	超低温冷凍冷蔵庫	HFC-23 (14,800)	空気
	大型業務用冷凍冷蔵庫	HFC-404A (3,920) HFC-410A (2,090)	アンモニア、CO ₂
	中型業務用冷凍冷蔵庫 (別置型ショーケース)		CO ₂
③代替候補を検討中	小型業務用冷凍冷蔵庫	HFC-404A (3,920) HFC-410A (2,090)	(代替冷媒候補を検討中)
	業務用エアコン	HFC-410A (2,090) HFC-32 (675)	
	家庭用エアコン	HFC-32 (675)	

グリーン冷媒・機器開発事業
(2026年度予算額 6.6億円)



56

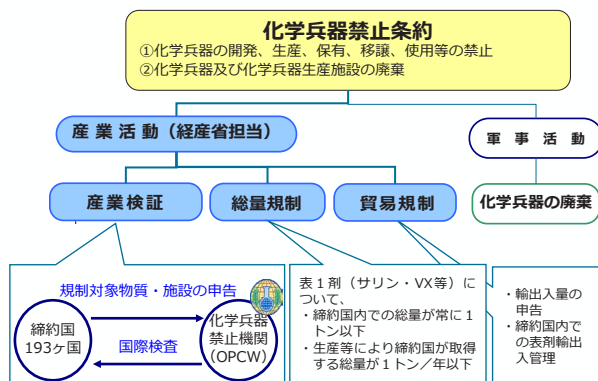
目次

1. 総論 ～化学物質管理政策をめぐる最近の動向～
2. 各論
 - ① 化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向
 - ② 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向
 - ③ オゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況と動向
 - ④ 化学兵器禁止法の施行状況と動向
 - ⑤ 水銀汚染防止法の施行状況と動向
3. 化学物質管理を巡る環境変化等への対応に向けて

化学兵器禁止制度の概況

- 「化学兵器禁止条約」及びその国内実施法である「化学兵器禁止法」に基づき、化学兵器の製造等を禁止するとともに、サリンやVX等の特定物質の製造等の許可を行う。
- また、化学兵器の原料となり得る指定物質等の製造等を行う事業所について、届出により設備の情報や製造等の状況を把握し、化学兵器禁止機関（OPCW）技術事務局に申告。

化学兵器禁止条約の構造



化学兵器禁止機関（OPCW）

- 条約に基づき1997年5月に設置。本部はオランダのハーグ市に所在。
- OPCWの体制：締約国会議、執行理事会、技術事務局（職員数約500名）
- 我が国は約560万€（約9億円）の分担金を負担（令和7年）

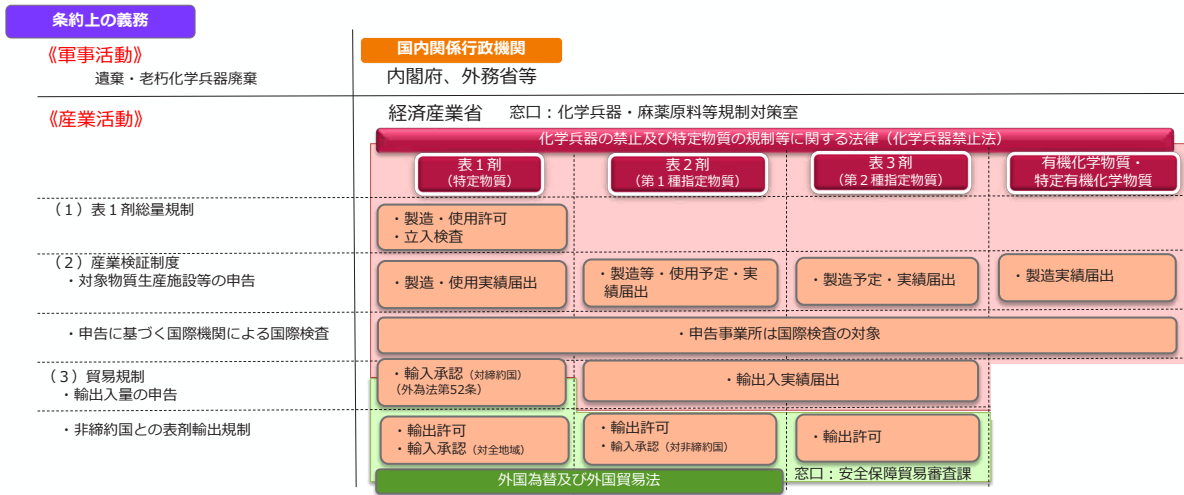


条約関係会合

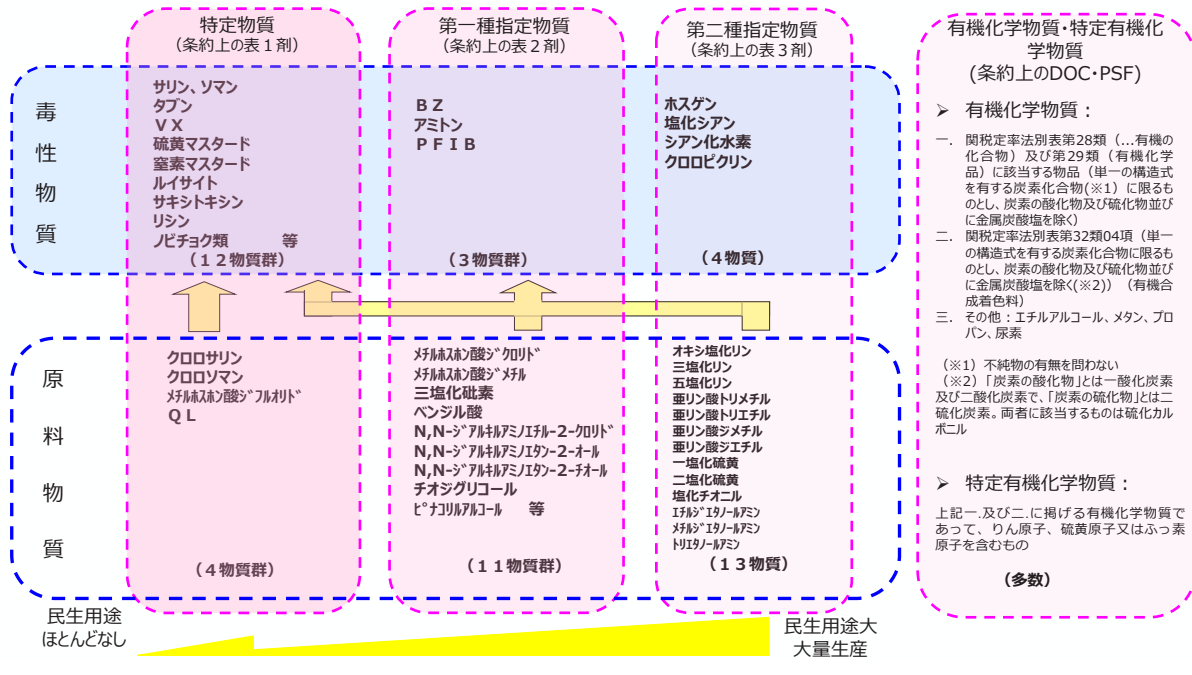
- 締約国会議：最高意思決定機関。全締約国が参加。年1回開催。
 - 執行理事会：執行機関。各地域グループで選出した41か国で構成され、年3回開催。この下で様々な非公式協議が実施。
- ※当省関連では、産業クラスター会合（年3回）、国内当局者会合（年1回）、アジア地域国内当局者会合（年1回）に参加。

化学兵器禁止法の概要

- 化兵法では、化学兵器の製造等を禁止するとともに、化学兵器禁止条約で定める物質について、製造・使用・輸出・輸入の予定・実績数量の届出等を義務付け。経済産業省は、届出を集約し、条約事務局に申告。条約事務局は、申告された情報を基に国際検査対象の事業所を決定。また、検証制度の実効性担保のため、越境移動量の不整合がないかを監視。
- 昨今の国際情勢等により、化学兵器の再出現を防ぐ継続的な取り組みは必須。



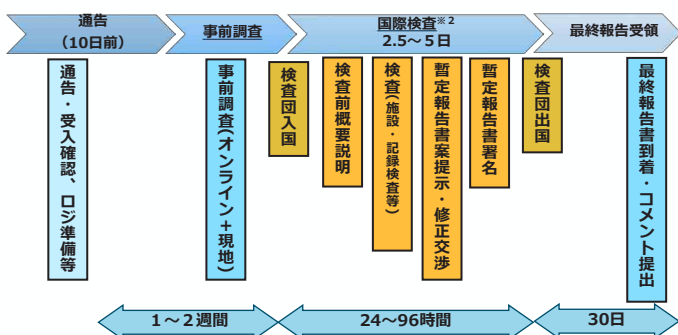
化学兵器禁止法の特定物質・指定物質・有機化学物質・特定有機化学物質



国際検査（OPCWからの国際検査の受入）

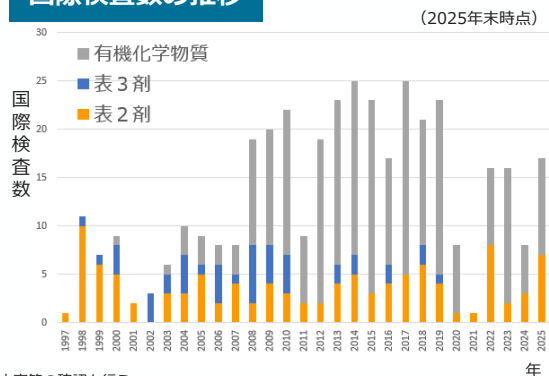
- 化学兵器禁止機関（OPCW）技術事務局からの通告を受けた後、経産省（本省・経済産業局）及びNITE化学物質管理センター職員が事前調査※1を行い、検査に対して準備。検査団及び事業所双方の権利義務を念頭に、適確かつ円滑に検査が行われるよう立会団としてサポート。
- 条約発効以後28年間で延べ約380検査を問題なく遂行。2025年は合計17検査、うち3施設連続検査4回、6年ぶりに分析付きの国際検査（NITE化学物質管理センターにおいて対抗分析を実施）を受入。

国際検査への対応



※1 検査対象事業所に出向き、検査当日の説明資料等の準備状況及び供与可能な便宜内容等の確認を行う。
 ※2 検査期間は、表2剤5日間、表3剤・有機化学物質2.5日間。最近は、2施設連続（1週間〜）や3施設連続（〜2.5週間）が多い。

国際検査数の推移



61

届出・申告（化兵法に基づく届出・OPCWへの申告）

- 化学兵器禁止法（化兵法）に基づく事業者からの届出件数は近年大きな変動なし。直近の製造・使用（2026年）予定届出※1は74件、製造・使用・輸出入（2024年）実績届出※2は550件。
- 事業所からの届出を集計し、OPCWに申告。
- 届出・申告に関する手続き詳細は、経産省ホームページ [届出・申告関係（METI/経済産業省）](#) へ。

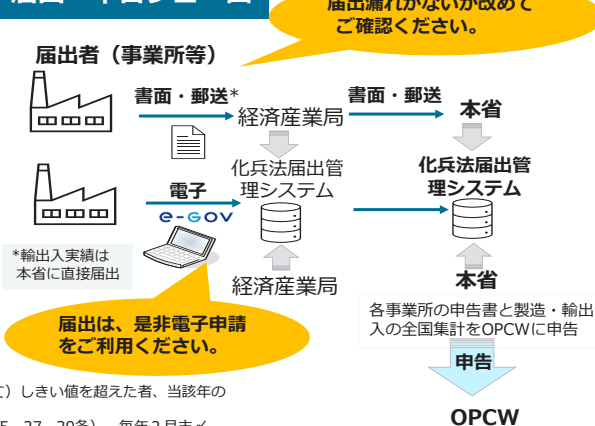
対象物質と必要な届出

対象物質	事業活動	予定届出 (次回：2026年 9月末)	実績届出 (次回：2027年 2月末)
第一種指定物質 (表2剤)	製造等	○	○
	使用	○	○
	輸出入	-	○
第二種指定物質 (表3剤)	製造	○	○
	使用	-	-
	輸出入	-	○
有機化学物質 (DOC) 特定有機化学物質 (PSF)	製造	-	○

※1 予定届出：翌年にしきい値超の見込、前3年のいずれかの年において（第2種は前年において）しきい値を超えた者、当該年の予定届出をした者（法第24、27条）。毎年9月末。

※2 実績届出：予定届出をした者、輸出入をした者、前年にしきい値を超えて製造した者（法第25、27、29条）。毎年2月末。

届出・申告フロー図



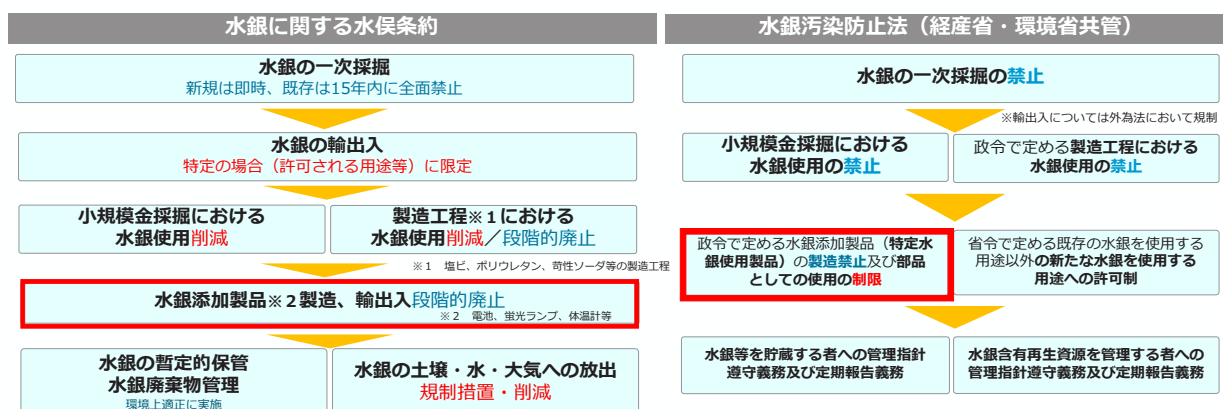
62

目次

1. 総論 ～化学物質管理政策をめぐる最近の動向～
2. 各論
 - ① 化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向
 - ② 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向
 - ③ オゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況と動向
 - ④ 化学兵器禁止法の施行状況と動向
 - ⑤ 水銀汚染防止法の施行状況と動向
3. 化学物質管理を巡る環境変化等への対応に向けて

水銀に関する水俣条約及び水銀汚染防止法

- 世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、水俣病を経験した我が国として、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要との認識のもと、**2013年10月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、2017年8月に発効。**
- **水俣条約を国内実施するために制定された「水銀汚染防止法」**は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、蛍光灯、体温計、血圧計などを「**特定水銀使用製品**」として政令で指定し、**その製造禁止等**について措置。



国内法における水銀添加製品の製造及び輸出入規制

- 第4回（2022年3月）・第5回（2023年11月）締約国会議において、**蛍光灯の種類に応じ2027年末までの廃止が決定**。これを受け、水銀汚染防止法施行令を改正（2024年12月27日公布）し、同製品の製造等規制を決定。 ※輸出入は、外為法上で担保。
- 下記のとおり、電球形蛍光灯については既に2026年1月1日から規制を開始。その他の種類の蛍光灯についても、今後、2027年1月1日、2028年1月1日より段階的に規制。
※規制開始後も、製品の継続使用、在庫の売買及びその使用は可能。

種類	直管形蛍光灯	環形蛍光灯	コンパクト形蛍光灯	電球形蛍光灯
製造・輸出入の禁止開始時期	2028年1月1日（※）	2028年1月1日（※）	2027年1月1日	2026年1月1日
写真（例）			 ピン形口金	 ネジ式口金

（※）一部の直管形蛍光灯及び環形蛍光灯は、**2027年1月1日から製造・輸出入が禁止**。

蛍光灯製造規制及びそれに伴うLEDへの変更に係る周知活動

- 一般照明用蛍光灯の製造・輸出入禁止に向け、環境省や業界団体等、関係者と連携しながら計画的なLEDへの切り替えや照明交換時の注意点（不適切な取付けによる火災などの事故の防止）等について周知活動を実施中。
- 具体的には、**関係省庁・業界団体・地方自治体に対する通知文発出、経産省X（旧ツイッター）での発信、政府広報（ラジオ放送、バナー広告）、説明動画配信、ポスター・チラシ・特設HPの作成等**を実施。引き続き各種媒体を活用した周知活動を実施予定。



経産省X（旧ツイッター）での発信（2024年12月）



政府広報のバナー広告（2025年9月）



目次

1. 総論 ～化学物質管理政策をめぐる最近の動向～

2. 各論

- ① 化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向
- ② 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向
- ③ オゾン層保護法・フロン排出抑制法の施行状況と動向
- ④ 化学兵器禁止法の施行状況と動向
- ⑤ 水銀汚染防止法の施行状況と動向

3. 化学物質管理を巡る環境変化等への対応に向けて

67

化学物質管理に関する技術動向等調査

令和 7 年度産業保安等調査研究事業（化学物質規制対策（化学物質管理に関する技術動向等調査））

- 本調査では、化学物質管理に関する直近（2030年目途）の規制・技術動向や、2050年における資源循環やカーボンニュートラル等を考慮した社会全体の絵姿を踏まえ、**2050年の化学物質管理に関わる「技術的論点」を整理**するとともに、**2050年の化学物質管理の在り方について検討**する。
- 本調査は、経産省のみならず、**産総研及びNITEとも連携**して実施。とりわけ、**化学物質管理行政の将来を担う各機関の中堅～若手**を中心に調査・検討を実施。



＜化学物質管理に関する技術動向等に関する有識者会議＞ ※敬称略、五十音順

- 織 朱實（上智大学大学院地球環境学研究所 教授）
- 岸本 充生（大阪大学 社会技術共創研究センター長）
- 竹ヶ原 啓介（政策研究大学院大学 教授）
- 東海 明宏（(独)国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校 校長）
- 中谷 隼（東京大学大学院工学系研究科 准教授）

68

調査結果の概要

- 規制動向を含む化学物質管理を取り巻く環境変化を踏まえ2050年の化学物質管理に関わる技術的論点を設定し、関連する技術動向を調査した上で、2050年を念頭に今後の化学物質管理の在り方について考察した。

化学物質管理を取り巻く環境変化

化学物質の増大や
試験方法の多様化

循環型社会

カーボン
ニュートラル社会

自然共生社会

テクノロジーの発展

人口・産業構造や
国際情勢の変化

2050年の化学物質管理に関わる12の技術的論点

① 動物実験代替法

② 排水・排ガスの
リアルタイムモニタリング

③ 多様な化学物質の同定・定量を
可能にするノンターゲット分析

④ AI等の利用による
データ整理・活用的高度化

⑤ 生物多様性を踏まえた
リスク評価の高度化

⑥ ライフサイクル全体を通じた
化学物質情報の伝達

⑦ サステナビリティ関連項目も
踏まえた統合評価

⑧ 化学物質管理と企業価値の連動

⑨ プラスチックの
計測・分析手法の高度化

⑩ ステークホルダーの多様化や費
用対効果等を考慮した制度設計

⑪ リスクの早期発見と
その多様な管理アプローチ

⑫ 情報化学

今後の化学物質管理の在り方 (2050年)

データに基づくリスクを基軸に評価・管理を一層高度化し、規制のみならずインセンティブ付与等も組み合わせながら、事業者による自主的管理と必要なデータ開示を促進する制度を構築。また、当該制度を支える情報基盤の整備や人材育成・確保も必要。

具体化の視点①
技術革新を前提としたリスク評価・管理の高度化

具体化の視点②
化学物質管理のスコープ拡大への対応

具体化の視点③
化学物質管理と産業競争力・企業価値の連動

69

背景・目的 ～化学物質管理を巡る環境変化・課題～

- 化学物質が世界中で広く利用されていることはもとより、サプライチェーンのグローバル化等も踏まえ、化学物質管理の国際協調を図ることが重要である。近年では、国際条約における規制対象物質が増加・複雑化している中で、また、我が国ではリスクベースの化学物質管理を推進しているのに対し、欧州などでは予防原則に基づく措置を推進しつつある中で、どのように国際協調を図るかが課題となっている。
- 加えて、規制対象物質の増加に伴う代替物質の登場や、技術革新による未知の物質の登場など、今後、化学物質の増大が見込まれるだけでなく、動物実験廃止等に伴い化学物質に関する試験方法の多様化も見込まれる中で、これらへの対応に係る検討が不可避。
- さらに、循環型社会を念頭に、化学物質のライフサイクル全体を対象とする新たな国際枠組み (GFC) が採択されただけでなく、カーボンニュートラル社会や自然共生社会等への移行が進む中これらの動きとの調和も含めて、化学物質管理のスコープが拡大しつつある。
- 引き続き我が国産業の健全な発展と国民の安全安心な暮らしの実現の両立を大前提にしつつ、上記のような環境変化や課題に加え、人口構造や産業構造の変化等も踏まえながら、持続可能な化学物質管理制度を検討する必要がある。

70

【参考 1】ストックホルム条約における廃絶・制限対象

追加時期	附属書A (廃絶) 【35物質群】	附属書B (制限) 【2物質】	附属書C (非意図的生成物) 【7物質】
条約発効時 (2004年5月)	●アルドリン ●クロルデン ●ディルドリン ●エンドリン ●ヘプタクロル ●マイレックス ●トキサフェン ●ヘキサクロロベンゼン ●ポリ塩化ビフェニル (PCB)	●DDT	●ヘキサクロロベンゼン ●ポリ塩化ビフェニル (PCB) ●PCDD ●PCDF
COP4 (2009年5月)	●テトラブロモジフェニルエーテル ●ペンタブロモジフェニルエーテル ●クロルデコン ●ヘキサブロモジフェニル ●リンデン ●α-ヘキサクロロシクロヘキサン ●β-ヘキサクロロシクロヘキサン ●ヘキサブロモジフェニルエーテル ●ヘプタブロモジフェニルエーテル ●ペンタクロロベンゼン	●ペルフルオロオクタン スルホン酸 (PFOS) とその塩 及びPFOSF	●ペンタクロロベンゼン
COP5 (2011年4月)	●エンドスルファン		
COP6 (2013年4-5月)	●ヘキサブロモシクロドデカン		
COP7 (2015年5月)	●ポリ塩化ナフタレン (塩素数 2~8 のものを含む) ●ヘキサクロロブタジエン ●ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル類		●ポリ塩化ナフタレン (塩素 2 ~8 のものを含む)
COP8 (2017年4-5月)	●デカブロモジフェニルエーテル ●短鎖塩素化パラフィン (SCCP)		●ヘキサクロロブタジエン
COP9 (2019年4-5月)	●ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及びPFOA関連物質 (※) ●ジコホル		
COP10 (2022年6月)	●ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及びPFHxS関連物質 (※)		
COP11 (2023年5月)	●デクロランプラス ●UV328 ●メトキシクロル		
COP12 (2025年4-5月)	●クロルピリホス ●中鎖塩素化パラフィン (MCCP) ●長鎖ペルフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) とその塩及びLC-PFCA関連物質 (※)		

※ 関連物質とは、微生物の作用などで分解してPFOA等に変化する物質。なお、化審法では、PFOA関連物質として140物質を指定済み、PFHxS関連物質として117物質を指定予定。

【参考 2】欧米の化学物質管理政策

- 欧州では事業者主体のリスク評価制度を採用している一方、米国では国主体のリスク評価制度を採用。

欧州の化学物質管理政策 (REACH規則の概要)

- 欧州連合では、REACH (Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals) 規則により、化学物質の登録・評価・認可・制限を定めた包括的な化学物質管理規制を実施。
- 本規則は、人の健康と環境の保護に加え、**欧州化学産業の競争力強化**を目的とする。
- 本規則では**予防原則**を基本的な考え方とする。当該考え方の下、近年では、PFASの包括的な制限案が検討されている。
- また、産業界が予見可能な状況下で人の健康と環境に悪影響を及ぼさないよう、化学物質を製造、輸入、使用し、または市場に供給すべきであるという原則に基づいている。特に新規化学物質の登録プロセスにおいては、事業者は自ら取扱う物質に関連するリスクを特定し、その管理方法を示す必要があるなど、**事業者主体のリスク評価**を採用している。

米国の化学物質管理政策 (TSCAの概要)

- 米国では、TSCA (Toxic Substances Control Act) により、化学物質の製造・輸入・使用・処分を規制。
- 本規制法は、有害な化学物質による人の健康と環境への不当なリスクを防止することを目的とする。
- 新規化学物質の製造・輸入に際して、事業者は事前に当該物質のハザード情報等を添えて届出を行い、米国環境保護庁 (EPA) は、これらの情報に基づきリスク評価等を行う、**国主体のリスク評価**を採用している。
- 既存化学物質についても、**新たな用途によるリスクの増加が懸念される場合**、当該用途で製造等を行う事業者に対して、EPAへの**事前届出を義務付け**ている。
- なお、**本規制法の十分な実施にはリソース面で課題**があるとされている。
※2024年1月24日の米国上院環境・公共事業委員会におけるミハル・フルードホフ化学安全・汚染防止局長の発言より

【参考 3】化学物質の増大や試験方法の多様化の見通し

- Global Chemicals Outlook II (UNEP, 2019) では、近年、化学物質の登録数が大きく増加傾向にあることを指摘するとともに、今後も増加傾向が続くと見ている。
- 試験方法については、欧米において、新しい評価手法 (NAMs : New Approach Methodologies) の開発等に係るロードマップ等の検討が進められている。

化学物質の増大に関するUNEPの指摘

<Global Chemicals Outlook II (UNEP, 2019) >

- CAS (Chemical Abstracts Service) に登録された物質数は、14,200万件を超えている。
- 登録数が1億件に到達するまでに50年を要したが、その後2年間でさらに3,000万件が登録された。
- 世界的な化学物質と廃棄物の増加傾向は続いており、2030年に向けてより野心的な対策が必要であることを指摘。

NAMsに関する欧米の動き

<欧州>

- 欧州委員会において「Roadmap Towards Phasing Out Animal Testing for Chemical Safety Assessments」を策定中。動物実験代替法の開発等に係るロードマップを2026年初頭までに公開予定。

<米国>

- 米国環境保護庁 (EPA) は、脊椎動物実験を削減しつつ、人健康と環境の保護の継続に向けた戦略的計画として、「New Approach Methods Work Plan (2020)」を発表。
- また、EPAは、2035年までに動物実験を廃止するという野心的な目標に取り組むことを発表している。

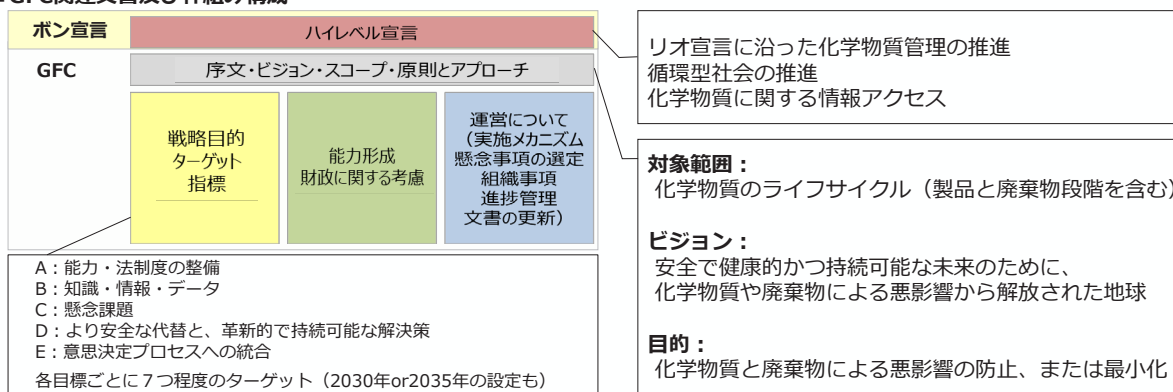
73

【参考 4】化学物質に関するグローバル枠組み (GFC)

(Global Framework on Chemicals –For a planet free of harm from chemicals and waste)

- 2023年9月の第5回国際化学物質管理会議 (ICCM5) において、2006年に策定された「国際的な化学物質管理のための戦略的なアプローチ (SAICM)」の後継となる、「**化学物質管理に関するグローバル枠組み (GFC) –化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ**」が採択。
- **マルチセクター** (環境、経済、社会、保健、農業、労働等) における、**マルチステークホルダー** (政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等) による、製造から製品への使用等を経て廃棄までの**ライフサイクル全体**を通じた、**法的拘束力のない**化学物質管理の枠組み。

■ GFC関連文書及び枠組み構成



74

【参考 5】化学物質管理と循環型社会、CN社会、自然共生社会の関連性

- 国際的に、化学物質管理と「循環型社会」、「カーボンニュートラル社会」、「自然共生社会」との関連性が指摘されつつある。

循環型社会との関連性

- 世界経済フォーラム (WEF) は、現状、製品中の化学物質の情報が不透明であるとして、化学物質が循環性の障壁となり得ることを指摘。(2025年10月)
- OECDは、材料、製品、化学物質管理に関する政策の統合が循環経済に向けた課題であることを指摘。(2025年11月)

カーボンニュートラル社会 (CN社会) との関連性

- 持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) は、化学産業は世界の温室効果ガス排出の約 6%程度を占める (2019年の推計) として、化学物質管理の高度化と循環経済の導入が化学産業のネットゼロ達成の鍵だと強調。(2024年10月)
- UNEPは、氷河等の融解に伴う化学物質の再移動、脱炭素化に向けた化学的ソリューションの実現への貢献など、化学物質とカーボンニュートラルの関連性が多岐にわたることを指摘。(2019年4月)

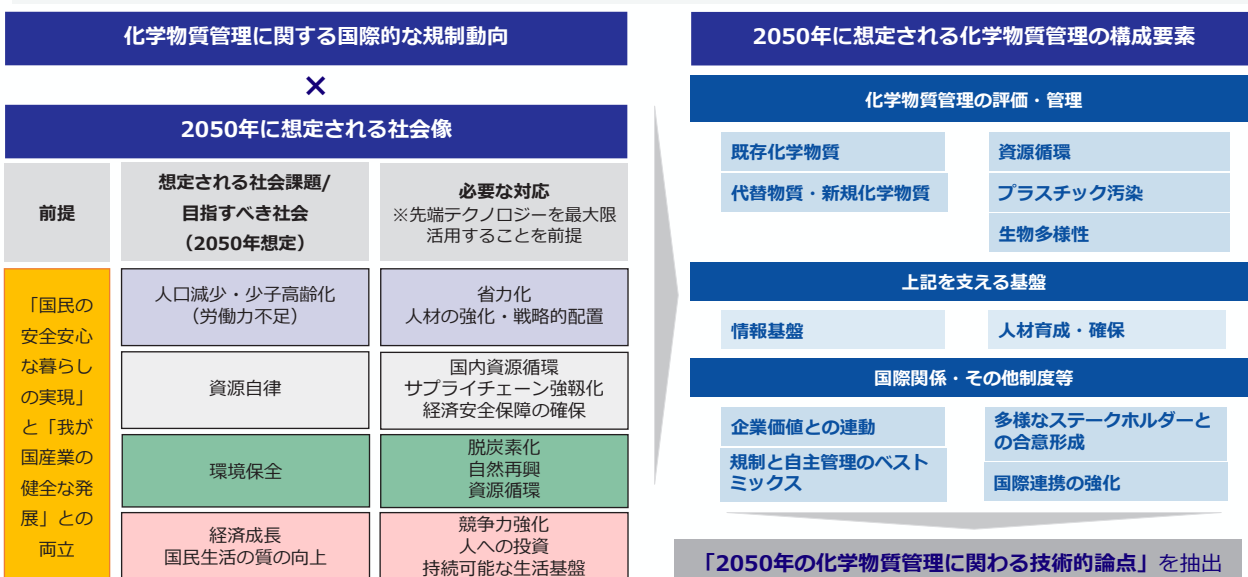
自然共生社会との関連性

- 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(2022年12月採択) では、2030年グローバルターゲットにおいて、有害性の高い化学物質による全体的なリスクを半減させることを指摘。
- WBCSDは、2030年までに化学産業の自然への影響を反転 (自然損失の停止・回復) させることを提唱。(2024年10月)

75

調査結果 ～2050年の化学物質管理に関わる技術的論点～

- 化学物質管理に関する規制動向から想定される我が国への影響等については、2050年に想定される社会像も踏まえつつ、2050年に想定される化学物質の構成要素毎に整理した。その上で、「2050年の化学物質管理に関わる技術的論点」を抽出した。



76

調査結果 ～2050年の化学物質管理に関わる技術的論点～

No	2050年の化学物質管理に関わる技術的論点
①	動物実験代替手法 (in silico、in vitro及びこれらの組合せ)
②	排水・排ガスのリアルタイムモニタリング
③	多様な化学物質の同定・定量を可能にするノンターゲット分析
④	AI等の利用によるデータ整理・活用の高度化
⑤	生物多様性を踏まえたリスク評価の高度化
⑥	ライフサイクル全体を通じた化学物質情報の伝達
⑦	サステナビリティ関連項目も踏まえた統合評価
⑧	化学物質管理と企業価値の連動
⑨	プラスチックの計測・分析手法の高度化
⑩	ステークホルダーの多様化や費用対効果等を考慮した制度設計
⑪	リスクの早期発見及びその多様な管理アプローチ
⑫	情報化学 (ケモインフォマティクス、マテリアルインフォマティクス)

77

【参考6】2050年の化学物質管理に関わる技術的論点 (詳細その1)

① 動物実験代替法 (in silico、in vitro及びこれらの組合せ)

動物実験廃止の国際的潮流を背景に、in silicoやin vitro等を用いた化学物質に係る評価の拡大が見込まれる。

<現状>

- 一部エンドポイント (創薬分野、農薬分野等) において、in silico (コンピューター上で行う評価) やin vitro (試験管等の生体外で行う実験) が活用。
- 化学物質管理分野では、OECDでガイドライン整備が進展する一方、制度利用は限定的。

<2050年の見通し>

- in silicoを中心に、必要に応じin vitro等を組み合わせた評価が主流化。
- in vivo (生体内で行う試験) についても、新規化学物質開発等において一定程度活用。

<主な課題>

- データ整理、データの信頼性確保。
- 評価フローの標準化等による再現性の確保。
- 専門人材の育成。

② 排水・排ガスのリアルタイムモニタリング

デジタル技術の進展等により、化学物質の排出を常時把握し、リスクを早期に検知可能になることが見込まれる。

<現状>

- 個別物質を定量する上での前処理がボトルネックとなり、リアルタイムで分析する技術は限定的。

<2050年の見通し>

- AIをはじめとする各種デジタル技術の進展等により、排出状況をリアルタイムで把握し、異常排出やリスク兆候を早期に検知可能に。

<主な課題>

- 定量精度の向上。
- 前処理の自動化、センサーの普及。
- データの管理・共有に係る体制整備。

78

【参考 6】2050年の化学物質管理に関わる技術的論点（詳細その 2）

③多様な化学物質の同定・定量を可能にする
ノンターゲット分析

AI活用等により、対象物質を限定することなく、製品含有化学物質等も含め、化学物質の網羅的な把握が可能になることが見込まれる。

<現状>

- 主に水質試料で実用段階にあるものの、生物や土壌等の複雑なマトリックスを持つ試料では研究段階。

<2050年の見通し>

- 製品含有化学物質や生物試料等も含め、多様な化学物質を網羅的に同定・定量することが可能に。
- 標準物質に依存しない評価 (in silico) についても、物質群ごとの相対定量は可能に。

<主な課題>

- データフォーマットの統一化。
- データベースの構築。

④AI等の利用によるデータ整理・活用の高度化

AI活用等により、化学物質に関するデータについて一元的な収集・整理・解析が可能になることが見込まれる。

<現状>

- 化学物質の有害性情報やモニタリングデータ等の情報は制度・機関ごとに分散管理されている。
- データベースもAI活用を念頭にした設計になっていない。

<2050年の見通し>

- AI活用等により、データの収集・整理が自動化。
- データ解析についても、データ量が豊富なものを中心にAIモデルによる解析が可能に。

<主な課題>

- 化学物質の同一性情報も考慮したデータフォーマットの統一化。
- データの信頼性確保。
- データの管理・共有に係る体制整備（ネガティブデータも含む）。

79

【参考 6】2050年の化学物質管理に関わる技術的論点（詳細その 3）

⑤生物多様性を踏まえたリスク評価の高度化

自然共生社会への移行に伴い、生物多様性を踏まえたリスク評価の高度化が見込まれる。

<現状>

- 生物多様性に係る評価指標は未確立。
- 現行の化学物質管理制度では藻類・甲殻類・魚類を主体とした評価が行われているが、近年では化学物質に対する生物種間の感受性のばらつきも踏まえた検討が行われている。

<2050年の見通し>

- デジタルツイン等の活用により、生物多様性に係る相互作用をパラメータ化したシステムが構築され、その中で化学物質の影響も加味した変化予測が可能に。

<主な課題>

- 評価の指標・手法の確立。
- 地域特性を踏まえた高精度推計の確立。
- 複合分野の人材育成。

⑥ライフサイクル全体を通じた化学物質情報の伝達

循環型社会への移行に伴い、製品含有化学物質の情報がライフサイクル全体で可視化・伝達可能になることが見込まれる。

<現状>

- SDSは主に製造～成形品段階まで。
- 動脈産業・静脈産業の双方で製品含有化学物質の情報の可視化・伝達に向けた取組が進められるとともに、両者の連携に向けた検討が行われている。

<2050年の見通し>

- 製品のライフサイクル全体で、含有化学物質の情報が可視化され、その情報が円滑に伝達される。

<主な課題>

- 情報伝達に係る基盤や制度の構築。
- サプライチェーンのグローバル化も踏まえた国際整合性の確保。

80

【参考 6】2050年の化学物質管理に関わる技術的論点（詳細その 4）

⑦サステナビリティ関連項目も踏まえた統合評価

CN社会への移行等に伴い、化学物質のリスクについて他の環境課題との横断的な評価の進展が見込まれる。

<現状>

- ▶ 日本では化学物質、脱炭素、生物多様性は個別評価が中心だが、海外では政策活用を念頭にこれらの統合評価に係る検討が進められている。

<2050年の見通し>

- ▶ 複数の影響領域を横断した統合評価が政策判断に活用。

<主な課題>

- ▶ 指標・マルチクライテリアの整備。
- ▶ PRTRのアジア展開等によるインベントリデータの充実化。

⑧化学物質管理と企業価値の連動

サステナブルファイナンスとの連動により、化学物質管理が企業評価や投資判断に反映されることが見込まれる。

<現状>

- ▶ 金融における化学物質管理は、主に法令遵守等のコンプライアンスの一環として最低限の確認がなされる程度。
- ▶ 管理状況と企業評価・投資判断の連動は限定的。

<2050年の見通し>

- ▶ 化学物質管理もサステナビリティ関連財務情報の1つとして位置付け。
- ▶ 化学物質管理の取組が企業価値として評価。

<主な課題>

- ▶ 開示指標・評価手法の整理。
- ▶ 開示データの第三者認証の仕組み構築。

81

【参考 6】2050年の化学物質管理に関わる技術的論点（詳細その 5）

⑨プラスチックの計測・分析手法の高度化

プラスチック汚染への関心の高まりを背景に、微細なプラスチックの環境動態把握に係る分析技術の高度化が見込まれる。

<現状>

- ▶ 粒径300 μm 以上の微細なプラスチックについては、計測プロトコルが確立され、存在状況の実態把握が進められている。
- ▶ 粒径300 μm 未満の分析方法は開発段階。

<2050年の見通し>

- ▶ 蛍光染色を用いた画像解析技術の実用化やAI活用により、分析技術の高度化が図られ、微細なプラスチックに関する科学的知見の蓄積が進む。

<主な課題>

- ▶ 評価に用いる標準物質（自然環境中の性状を模したものの）や試験法の開発。
- ▶ データの管理・共有に係る体制整備。

⑩ステークホルダーの多様化や費用対効果等を考慮した制度設計

ステークホルダーの多様化に伴う合意形成手法の変化、また、海外における化学物質に特化した規制影響評価の動き等が、今後の制度設計に影響を与える可能性あり。

<現状>

- ▶ 規制影響評価に関して、日本では分野横断的にRIA (Regulatory Impact Analysis) が実施されているが、欧州では化学物質に特化した評価が行われている。

<2050年の見通し>

- ▶ リスクやコストのみならず、サプライチェーン等も含めた多様な影響が可視化。

<主な課題>

- ▶ 事業者や専門家等から評価に必要なデータを収集する仕組みの整備。

82

【参考 6】2050年の化学物質管理に関わる技術的論点（詳細その6）

① リスクの早期発見及びその多様な管理アプローチ

化学物質の増大や新技術導入等に伴うリスクも見込まれる中、これを早期に把握して、規制と自主管理のベストミックスによる最適なリスク管理アプローチを行うことが期待される。

<現状>

- ▶ 今後、化学物質の増大や新技術導入等に伴う多様なリスクに対し、柔軟かつ迅速な管理が求められる。
- ▶ 現状日本では、細部まで管理する形で規制を実施しているが、欧州では、アウトカムを設定し、その達成方法に自由度を持たせるような形で規制を実施している。

<2050年の見通し>

- ▶ リスク兆候を早期に把握し、蓄積されたデータ等を用いて、その様態に応じた最適な管理アプローチが行われる仕組みが確立。

<主な課題>

- ▶ リスクの把握体制の整備、データの蓄積。
- ▶ 複合分野の人材育成（行政も含む）。

② 情報化学（ケモインフォマティクス、マテリアルインフォマティクス）

デジタル技術の進展等により、新規化学物質の開発や代替物質の探知において、ケモインフォマティクス・マテリアルインフォマティクスの導入が進むことが見込まれる。

<現状>

- ▶ 一部企業において、マテリアルインフォマティクス（材料の性能等をデータで最適化）が新規素材開発に活用。
- ▶ 海外では、動物実験からの脱却に向け、情報化学に関する大型プロジェクトを実施。

<2050年の見通し>

- ▶ ケモインフォマティクス（分子の性質等をデータで予測）の浸透により、高い信頼性を持って化学構造を予測することが可能に。
- ▶ 新規化学物質・代替物質の開発や評価が大幅に効率化。

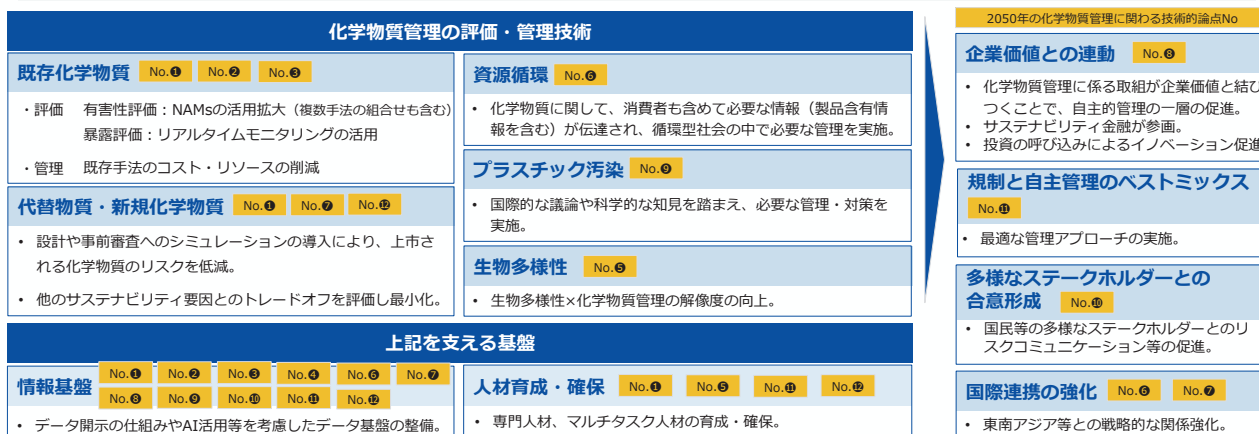
<主な課題>

- ▶ データの信頼性確保。
- ▶ データの管理・共有に係る体制整備。
- ▶ 複合分野の人材育成。

83

【参考 7】2050年の化学物質管理に関わる技術的論点（まとめ）

- 「2050年の化学物質管理に関わる技術的論点」について、2050年に想定される化学物質の構成要素との関係を体系的に整理した。
- 化学物質管理のスコープ拡大に対応しながら、リスク評価・管理の高度化を図るとともに、これらを支える情報基盤の整備や人材育成・確保が必要になるのではないか。また、規制のみならず、事業者による自主的管理やインセンティブ付与等を適切に組み合わせた制度の検討が必要になるのではないか。



84

考察 ～今後の化学物質管理の在り方を検討する上での視点～

- 化学物質は、国民生活の質の向上に大きく寄与している一方、潜在的に人健康や環境に悪影響を与え得るものであることを踏まえ、経済産業省の化学物質管理政策は、国民の安全安心な暮らしを実現することはもとより、我が国産業の健全な発展との両立を図ることが重要。
- 今後、2050年においては、循環型社会、カーボンニュートラル社会、自然共生社会等の実現、また、テクノロジー、人口構造・産業構造、国際情勢等も大きく変化していることが想定される。
- こうした変化等を踏まえつつ、経済産業省（行政）にとっては、化学物質管理に関する国際的な議論や動向を注視しながら、国内における化学物質管理が**産業競争力の基盤**になると共に、**事業者の自律的な管理**によって、将来にわたって**化学物質に関する悪影響（環境汚染等）が防止**されている状態が望ましい。
- 事業者にとっては、化学物質管理の効果を高めつつ**規制対応コストが最小化**され、それにより創出されたりソースの投資により**イノベーションが促進**されることに加え、**化学物質管理に積極的に取り組む事業者が市場で正当に評価**される状態が望ましい。
- 国民にとっては、工場等からの化学物質排出量や製品含有化学物質の有害性等について、第三者認証等を経た**透明性や信頼性の高い情報を入手**でき、これらにより**安心して企業や製品等を選択**できる状態が望ましい。
- 三者（行政・事業者・国民）の理想状態を実現する政策として、**適切なガバナンス設計、市場インセンティブの設計、共通のデータ基盤の構築**、さらに、**これらを相互接続**させること（三者を繋ぐ関係者を含む）が重要になるのではないかと。

85

考察 ～今後の化学物質管理の在り方について～

- 我が国は、**行政主導の下で信頼性の高い化学物質関連データを長年にわたり蓄積してきた強み**を有しており、これを最大限活かす化学物質管理の在り方として、**2050年に至る環境変化を的確に捉えつつ、データに基づく、リスクを基軸とした評価・管理の一層の高度化**を図るとともに、**規制のみならずインセンティブ付与等の手法も組み合わせながら、事業者による自主的管理や必要なデータの開示を一層促進するような制度の構築**が考えられる。また、当該制度を支える**情報基盤の整備や人材育成・確保**も必要となることが考えられる。

具体化の視点① 技術革新を前提としたリスク評価・管理の高度化

- 本調査で整理した「動物実験代替法」や「情報化学」等の技術的論点は、**2050年の化学物質管理の基盤技術**となり得るもの。
- 技術革新の進展を見据えながら、技術開発はもとより、技術の信頼性確保、評価手法の標準化、データの管理・共有体制、人材育成・確保など、**制度整備の加速化も含めた戦略的な取組**を進めていくことが重要。

具体化の視点② 化学物質管理のスコープ拡大への対応

- 国際的な循環経済、CN社会、自然共生社会等への移行等に伴う化学物質管理のスコープ拡大は、化学物質管理を単独の政策分野として捉えるのではなく、GX、DX、AXといった**社会全体の構造転換と一体的に捉えることの重要性**を示している。
- 他方、リスクの多様化・複雑化と将来的なリソース制約を踏まえ、**規制、自主的管理、インセンティブ等の適切な組合せ**が不可欠。

具体化の視点③ 化学物質管理と産業競争力・企業価値の連動

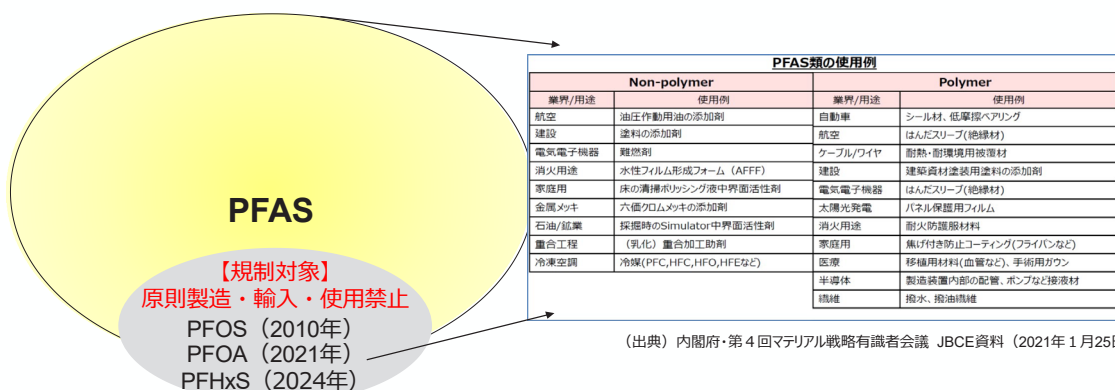
- 化学物質管理を**産業競争力の基盤**として位置付け、その取組が**企業価値等に適切に反映される仕組みの整備**等が不可欠。
- また、本調査で整理した技術的論点について、優先順位を明確化し、**産学官連携・国際連携の下で戦略的に取組**を進め、**国際的なルール形成等において我が国が主体的な役割**を果たすことが、**我が国の勝ち筋**と考えられる。

※本報告書は経済産業省の化学物質管理政策の視点に基づき作成したものであるが、その具体化に当たっては、関係省庁の政策との整合性にも十分留意する必要がある。また、本報告書はあくまでも現時点で入手可能な情報に基づき作成したものであり、今後の国際動向や技術動向等も踏まえ、定期的・継続的に見直しを行うことも必要である。

86

PFASについて

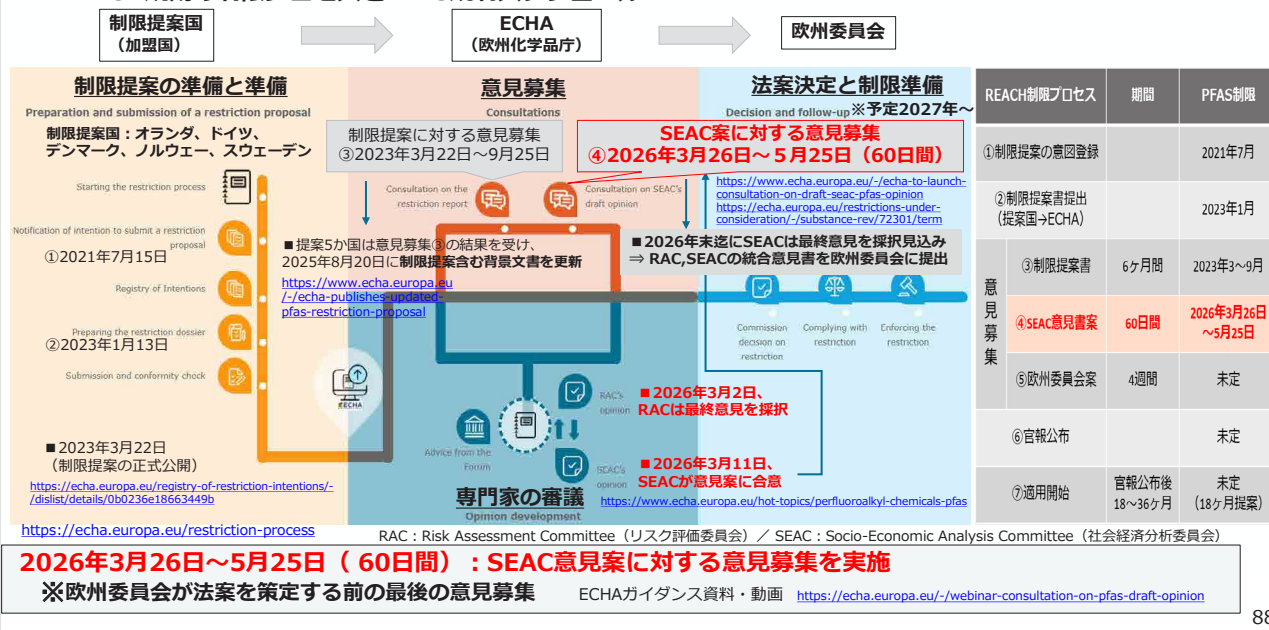
- PFAS (Per- and PolyFluoroAlkyl Substances) とは、**パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物 (いわゆる有機フッ素化合物) など、約10,000種超の有機フッ素化合物の物質群の総称。** (OECDでは、フッ素化されたメチル (CF₃-) 又はメチレン (-CF₂-) を含む化学物質の総称。)
- PFASは、**様々な性質 (耐熱性、化学的安定性、耐薬品性、難燃性、撥水性、潤滑性等) を有し、泡消火薬剤、金属めっき、織物、洗浄剤、コーティングなどで半導体製造、自動車部品、各種機械器具、医療まで幅広い用途に使用。**



87

欧州 PFAS規制 (REACH規則) の動向

- REACH規則の制限プロセスとPFAS規制スケジュール



88

ご清聴ありがとうございました

<化学物質管理法令の詳細につきまして>

- 化学物質管理法令の詳細や細かな手続き方法等については、当課のHPでも掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。
- 化審法、化管法及びフロン排出抑制法については、チャットボットもご利用いただけます。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html

経済産業省 化学物質管理



<お問合せにつきまして>

- お手数をおかけしますが、お問い合わせいただく場合には、以下のメールフォームからご連絡いただきますようお願いいたします。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/contact.html

ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。